

〔投稿論文〕

## 市町村に対する特別交付税の手続き・ 配分方法とその運用実態<sup>(1)</sup>

中 村 稔 彦

### はじめに

2018年度から2019年度にかけて、全国13市町について実地調査（アンケートを含む）を行った<sup>(2)</sup>。経済学における地域経済発展の代表的な指標としては、人口や地方税収の増減率が挙げられるが、これら13市町は、リーマン・ショックの影響を受ける前の2007年度から2016年度までの10年間に、当該人口と地方税収<sup>(3)</sup>がともに5%以上増加している54市町<sup>(4)</sup>のうち、電話によるヒアリングで、土地区画整理事業や宅地造成以外にも地域経済発展に直接寄与していると考えられる政策を実施していると認められた市町である。その中に地方交付税総額に対する特別交付税額の割合が、他の市町村より毎年度多い市町があり、その理由を尋ねると、いくつかの市町の財政課の担当者から「うちは特別交付税を毎年度取りにしている」や「県の担当者より特別交付税をもっと要望するよう指導を受

- 
- (1) 本稿執筆にあたっては、専修大学の町田俊彦名誉教授、地方自治総合研究所の飛田博史研究員、其田茂樹研究員、長野県立大学の鶴田靖人助教にご助言をいただいた。また、第77回日本財政学会での報告においては、討論者であった成蹊大学の浅羽隆史教授をはじめ、東京大学の林正義教授、名古屋市立大学の湯之上英雄准教授、本書の査読者にも多くの貴重なご意見を頂戴した。これらのご助言やご意見があって、本稿に至っている。ここに改めて御礼を申し上げます。
  - (2) 長野県立大学の2018年度第2回公募型裁量経費（学長裁量経費）の採択を受けて実施した「長野県内市町村の再生に向けての研究」事業に関わる調査。
  - (3) 人口は住民基本台帳、地方税収は決算の数値。総務省〔各年度〕『市町村決算状況調』。
  - (4) この間に市町村合併や編入、町制や市制への変更等が多々あったが、当該市町村については、2016年度を基準に、過去の数値をすべて移行して比較している。また、54市町には、特殊な事情下にある特別区、政令指定都市、沖縄県内市町村は、含めていない。

けている」といった答えが返ってきた。これまで周知されている特別交付税制度とは明らかに異なる当該担当者の発言が、本稿を執筆する大きな契機となった。

周知のとおり特別交付税は、地方交付税法第6条の2第3項に地方交付税の6%（増減する場合も有り）と規定され、その交付理由として、地方交付税法第15条第1項に、①基準財政需要額の算定によって捕捉されなかった特別の財政需要があること、②基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、③交付税の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること、④その他特別の事情があることの4つが掲げられている。そのため、自治官僚であった遠藤安彦<sup>(5)</sup>は、特別交付税の目的とその機能について、「普通交付税の画一的算定方法から生ずる需要、収入の実情との誤差の是正という目的と、（中略）年度途中で発生した災害等予測し得ざる事態に対処することという（中略）目的があるのであるが、そのいずれも、普通交付税の補完の機能ということができよう<sup>(6)</sup>」と述べているのである。

また、同様に自治官僚であった矢野浩一郎<sup>(7)</sup>は、特別交付税の理念や性質について、「決して個々の地方団体の実態に妥協するものではない。算定上の客観性の厳密性については普通交付税の場合に劣るが、その本質は普通交付税と全く同一のものであり、地方交付税制度全体として理念の枠外におかれるものではないことはいうまでもないところである。したがって、その算定の対象となる事項も、あくまで客観的にみて理由のあるものに限られるのであり、地方団体の財政運営の責任に帰せられるべき事情や、あるいはその独自の政策上の理由に基づく、財政需要などについては、算定の対象とされない。（中略）算定に関する具体的事項を定める自治省令（現総務省令）においても、その内容・方法をなるべく明確詳細に規定し、恣意・作為の介入を防いで、算定結果の信頼度が失われないように配慮されている<sup>(8)</sup>」と語っている。

しかし、このような特別交付税の交付理由や自治官僚が述べる目的や機能、理念や性質と、実地調査をしてわかった実情には、明らかに乖離がある。

特別交付税に関する研究は、資料がほとんど開示されていないこともあり、普通交付税に関する研究に比べて極めて少ない。先行研究については、制度やその役割に関する研究

(5) 当時、大分県総務部次長（前自治省財政課課長補佐、交付税課課長補佐）で、後に自治省財政局長、自治事務次官等を歴任。

(6) 遠藤 [1978] 71～72頁。

(7) 当時、大阪府総務部長（前自治省交付税課長補佐）で、後に自治省税務局長、財政局長等を歴任。

(8) 矢野 [1973] 372頁。

としては、澤井勝（1984）や浅羽隆史（2010）（2012）らの研究がある。また、政治家や官僚による特別交付税の配分への影響に関する研究としては、小林良彰（1997）や鷺見英司（2000）、湯之上英雄（2005）、篠田賢之助（2013）らの研究が挙げられる。

澤井（1984）は、実例を挙げて、自治省（現総務省）が「ひとつは、特交の配分額を操作することによる個々の自治体に対する政治的、政策的誘導（中略）もうひとつは、減額による制裁的な措置<sup>(9)</sup>」という特別交付税の機能を使って、地方団体を財政統制していると指摘している。また、算定項目や算定方法まで考察した上で、特殊財政需要分の配分が、自治大臣や知事の裁量に委ねられていることが問題であると述べている。そして最終的には、特別交付税は歴史上必要であったことを認める一方で、財政運営の健全性を確保する見地から、特別交付税の総額を減じて4%程度とし、減額分は普通交付税総額に加算すべきであり、4%についても完全ルール化することが必要であると結論づけている。

浅羽（2010）では、まず「災害が特別交付税の算定全体のなかで実際にどのような位置づけとなっているのか分析<sup>(10)</sup>」し、災害に対して特別交付税は「国庫支出金や地方債、普通交付税では賄いきれない部分をカバーするようにルールが定められており、災害の発生した地方公共団体にとって貴重な財源となって<sup>(11)</sup>」おり、重要であることを新潟県や兵庫県等の実例から明らかにした。その一方で、災害に対する交付額は、総額の1割に満たない規模であることから、「地方交付税の6%という割合は大きすぎる<sup>(12)</sup>」という結論に至っている。その後、これを受けて浅羽（2012）では、それまでの研究を発展させ、2009年度の災害防災対策の項目ごとの交付時期やその対象団体、算定額その他、災害防災対策算定額の推移や2004年度の大災害と特別交付税の関係まで明らかにしている。また、特別交付税の算定の構造と実態、すなわち2009年度のルール項目（後述の算式分）、準ルール項目（後述の算式分<sup>(13)</sup>）、調整項目（後述の特殊財政需要分）、それぞれの項目数と算定額<sup>(14)</sup>まで明白にし、その上で、市町村の普通交付税の配分額と特別交付税の配分額との間に正の相関関係があることを証明している。そして最後は、1958年度の特別交付税

---

(9) 減額規定は特別交付税固有のもので、基準財政需要額にはない。澤井 [1984] 66頁。

(10) 浅羽 [2010] 108頁。

(11) 浅羽 [2010] 118頁。

(12) 浅羽 [2010] 118頁。

(13) 当時浅羽は、ルール項目（算式分）のうち、「算式に財政力を加味する」場合を、準ルール項目として区分しているが、現在はそのような区分はなく、算式分（ルール分）で統一されている。浅羽 [2012] 114頁及び総務省財政課、各都道府県市町村課の担当者へのヒアリング。

(14) 減額控除前の算定額であり、実際に交付された額とは異なる。浅羽 [2012] 116頁。

の比率引き下げの際の根拠や特別交付税の算定項目の推移、項目の内容、更には2009年度の算定額の54.6%を占める調整項目の割合から、前研究同様、特別交付税の規模は大き過ぎであり、2011年の交付税法の改正案成立による「2014年度からの特別交付税の比率引き下げは適切な措置であり、予定どおり実施すべきである<sup>(15)</sup>」と結んでいる。

次に小林（1997）であるが、政治家による特別交付税の配分への影響についての重回帰分析を行い、結果として「自治体に対する補助金（特別交付税含む）の決定に、財政状況や経済環境ばかりでなく、政治環境も影響を与えている。すなわち、補助金の決定に政治的ノイズが働いている<sup>(16)</sup>。」特に特別交付税は「他の補助金に比べて、政治変数の影響を受けやすい<sup>(17)</sup>」と結論づけている。

小林が政治家の影響について考察したのに対し、鷺見（2000）は対象を官僚に変え、同様の重回帰分析を行っている。その結果「相対的に多くの自治省の出身官僚の存在と出向官僚が主要ポストを占めている地域では、特別交付税シェアが優位に増加すること<sup>(18)</sup>」を明らかにした。また、自民党単独政権期よりも1994年度の非自民連立政権期の方が、与党や官僚による影響力が弱まること、換言すれば「この時期は地域の社会的・経済的要因に基づいて配分され<sup>(19)</sup>」ていた可能性が高いと指摘している。

湯之上（2005）は、小林、鷺見の研究を踏まえ、特別交付税の都道府県への配分についての重回帰分析を行い、「旧自治省出身者が長年にわたって知事をしている府県に対して、より多くの特別交付税が配分されている可能性<sup>(20)</sup>」を導き出した。また、「官僚による増加額の大きさはおよそ特別交付税額の半分であるということ<sup>(21)</sup>」を明らかにした。

篠田（2013）は、2009年における民主党政権交代による各市町村の特別交付税の配分の変化を重回帰分析している。結果として「22（2010）年度、23年度における小選挙区の当選者が民主党に所属している市において、特別交付税のシェアの拡大に成功している可能性<sup>(22)</sup>」や「引き続き民主党議員が当選している小選挙区に属する市の方が特別交付税に与える影

---

(15) 浅羽 [2012] 131頁。

(16) 小林 [1997] 145頁。

(17) 小林 [1997] 133頁。

(18) 鷺見 [2000] 33～50頁。

(19) 鷺見 [2000] 33～50頁。

(20) 湯之上 [2005] 40頁。

(21) 鷺見 [2000] 33～50頁。

(22) 篠田 [2013] 195頁。

響が大きい可能性<sup>(23)</sup>」があることを指摘した。

政治家や官僚が特別交付税の配分に影響を及ぼしていたとする小林（1997）、鷺見（2000）、湯之上（2005）、篠田（2013）の研究結果については、全く異論がない。ただし、いずれの重回帰分析においても、特別交付税の総額が用いられている点には大きな違和感がある。地方交付税に普通交付税と特別交付税があるように、特別交付税にも算式分（ルール分）と特殊財政需要分（勘案分）があり、前者は普通交付税の基準財政需要額と同様に、算定項目と算式が総務省令で詳細に決められ、更に地方団体の要求額に対して、満額交付されるようになっているからである。重回帰分析の対象からは、いずれも普通交付税を除いているが、その理由について、小林が「普通交付税は、元々、基準財政需要と基準財政収入との差によって算定されていることもあり、各自治体の財政状況に応じて決定されていた<sup>(24)</sup>」と述べ、鷺見も同様のことを理由として挙げている<sup>(25)</sup>。湯之上については、比較のために重回帰分析を行っており、「官僚や政治家が基準財政需要額の決定に影響しているとする結果は得られなかった<sup>(26)</sup>」と述べている。基準財政需要額同様、特別交付税の算式分（ルール分）については、政治家や官僚の影響を受ける可能性が少ない<sup>(27)</sup>。重回帰分析においては、特別交付税の特殊財政需要分のみを使用するのが妥当であるといえる。また、これを踏まえると、湯之上の「官僚による増加額の大きさはおよそ特別交付税額の半分である<sup>(28)</sup>」という指摘にも疑念を抱いてしまう。湯之上の研究対象時期と近い浅羽（2012）で示された2009年度の特別交付税総額に占める算式分（ルール分）の算定額の割合を見ると45.4%となっており、更にこれを都道府県に限定すると82.3%と、算式分の算定額の割合の方が、圧倒的に大きいからである。

---

(23) 篠田 [2013] 195頁。

(24) 小林 [1997] 130頁。

(25) 鷺見 [2000] 38頁。

(26) 湯之上 [2005] 40頁。

(27) 小林が「もっとも、基準財政需要額の算定そのものについての疑問を抱くものも少なくない」と指摘しているように、毎年度のように変更される基準財政需要額の単位費用や補正係数はもとより、測定単位に関しても、政治家や官僚の影響が全くないとは言いきれない。それについては、毎年12月と3月に改正される特別交付税の算式分（ルール分）の項目の追加や削減についても、同様のことがいえるであろう。ただし、当該省令の改正について、総務省財政課は、「経費の性質や必要性の高さをみて、項目の追加や削減を行っている。省令改正には、必ず理由や根拠が求められる。改正の影響は、特定の自治体ではなく、すべての自治体に及ぶため、項目の追加、削減等の省令の改正に政治家や官僚が介入すること、影響を与えることはない。」と述べている。小林 [1997] 130頁及び総務省財政課の担当者へのヒアリング。

(28) 湯之上 [2005] 40頁。

これまでの研究で明らかとなったのは、算式分（ルール分）と特殊財政需要分（勘案分）があることやこれらについての項目数や前者の算定方法、機能を利用した自治（総務）省の財政統制の可能性、災害における特別交付税の役割、そして政治家や官僚による特別交付税の配分への影響等である。

そのため本稿では、総務省自治財政局財政課、各都道府県市町村課及び各市町村財政課の担当者への数百回にも及ぶヒアリングやアンケート結果（質問状への回答）<sup>(29)</sup>と、当該関係部署が所持している、これまで未公開であった資料をもとに、改めて近年の特別交付税の総額の推移と市町村の配分割合を確認した上で、算式分（ルール分）と特殊財政需要分（勘案分）それぞれの交付までの手続きの詳細を示し、これまで解明されていない特殊財政需要分（勘案分）の配分方法やそれに基づく各市町村の要望額と交付額の相関関係を明らかにすることに重きを置く。最終的にはこれら実態を踏まえ、本稿の執筆の契機となる発言にあった市町村の財政担当者の努力により、本当に特別交付税は獲得できるものなのか、特別交付税の理念や性質はいかにあるべきなのか、更には今後、特別交付税の割合、規模はどの程度が適当なのかについて検討し、1つの結論を導き出したいと考える。

## I 特別交付税の総額

特別交付税は、地方交付税法第6条の2第3項の規定により、地方交付税総額（地方交付税の総額に震災復興特別交付税は含まない<sup>(30)</sup>。）の6%となっているが、普通交付税額が各地方団体について算定した財源不足額を超える場合においては、当該超過額を当該年度の特別交付税額に加算することが認められる規定（交付税法第6条の3第1項）があったり、反対に普通交付税額が、各地方団体について算定した財源不足額に満たない場合においては、当該不足額は当該年度の特別交付税額を減額してこれに充当するという規

(29) 本稿の執筆に際してのヒアリングやアンケート（質問状）は、数百回、時間にして数十時間にも及ぶ。業務で大変お忙しい中でも、様々な質問に懇切丁寧にご回答いただいた。また、様々な資料の提供、情報開示もしていただいた。ご対応いただいた総務省自治財政局財政課、各都道府県市町村課及び各市町村財政課の担当者の皆様に、この場をお借りして心より御礼を申し上げます。

(30) 石原は、震災復興特別交付税は、「普通交付税と特別交付税の配分割合とも別枠のものとして整理される」と述べている。また、総務省財政課も同じ見解である。石原〔2016〕457頁及び総務省財政課の担当者へのヒアリング。

定（交付税法第10条第6項）があったり、当該年度の附則の規定で、補正予算の特別交付税増額分を全額当該年度に特別交付税に加算して交付するということがあったりする<sup>(31)</sup>ため、通常は6%前後となる。

特別交付税の割合については、普通交付税の算定改善に伴う8%から6%への引き下げが1958年に行われて以降、変更はなかったが、2011年に、「地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取り組みの一環として、本則第6条の2第3項で規定する特別交付税の割合を6%から4%へ引き下げ、2%分を普通交付税（地域振興費により算定）に移行<sup>(32)</sup>」する地方交付税法の改正案が、政府より国会に提出された。その審議中に東日本大震災が発生し、その対応に万全を期す必要が生じたため、実施の3年間の延長（附則第2条第2項）と2014年度の割合を5%（附則同第3項）とする経過措置を盛り込んだ修正がなされ、成立した。しかし、その後も大きな自然災害の発生が相次いだため、2014年には、2015年度まで特別交付税の割合6%を維持し、2016年度の割合を5%とする交付税法附則第2条第2項と同第3項の改正案が国会に提出され、また、2016年には、本則第6条の2第3項の規定自体を6%に戻す交付税法の改正案が提出され、ともに成立し、現在に至る。特別交付税額の割合については、交付税法上の変更はあったが、実質的な変更はなく、結果として1958年度以降6%は維持されてきたといえることができる。

過去5カ年度の地方交付税における特別交付税の割合の推移を見ていくと、【表1】のように、6.0%を超えることの方が多いが、これらはいずれも、自然災害等に伴う補正予算の特別交付税の増加に因るものである。当初予算では、毎年度6%になっているようである<sup>(33)</sup>。特別交付税総額の推移は、同様に【表1】より、近年は概ね1兆円前後となっていることがわかるが、当該総額のうち、市町村分の割合は8割を超え、年によっては9割近い。結果として、地方交付税における特別交付税の割合は概ね6%であるが、市町村分だけでみれば、それが10%を超える状況となっている。道府県よりも市町村の方が、特別交付税に依存する割合が高いといえることができる。

2019年度の特別交付税における算定上位項目の額とその割合は、①災害関連経費（房総

---

(31) 2019年度は附則第11条で増加額のみ規定している。その他にも減額した普通交付税額を当該年度の特別交付税額に算入するという規定（交付税法第20条の2第4項及び地方財政法第26条）や交付税法第19条各項の規定により返還された普通交付税及び納付された加算金は、返還又は納付された年度の翌年度又は翌々年度の特別交付税額に算入されるという規定（交付税法第20条の3第1項及び第2項）がある。石原 [2016] 447頁。

(32) 石原 [2016] 448頁。

(33) 総務省財政課の担当者へのヒアリング。

表1 地方交付税における普通交付税と特別交付税の割合の推移

(単位：百万円)

	2015年度			2016年度			2017年度		
	地方 交付税	普通 交付税	特別 交付税	地方 交付税	普通 交付税	特別 交付税	地方 交付税	普通 交付税	特別 交付税
都道府県	8,529,440	8,393,090	136,351	8,759,775	8,559,354	200,421	8,401,439	8,252,434	149,005
(割合)	100.0%	98.4%	1.6%	100.0%	97.7%	2.3%	100.0%	98.2%	1.8%
都市	6,114,221	5,472,139	642,082	5,884,026	5,261,224	622,802	5,888,945	5,274,504	614,441
(割合)	100.0%	89.5%	10.5%	100.0%	89.4%	10.6%	100.0%	89.6%	10.4%
町村	2,158,031	1,931,166	226,865	2,107,486	1,877,731	229,754	2,039,419	1,823,137	216,282
(割合)	100.0%	89.5%	10.5%	100.0%	89.1%	10.9%	100.0%	89.4%	10.6%
合計	16,801,692	15,796,395	1,005,298	16,751,287	15,698,309	1,052,977	16,329,804	15,350,075	979,728
(割合)	100.0%	94.0%	6.0%	100.0%	93.7%	6.3%	100.0%	94.0%	6.0%
	2018年度			2019年度					
	地方 交付税	普通 交付税	特別 交付税	地方 交付税	普通 交付税	特別 交付税			
都道府県	8,325,682	8,162,242	163,441	8,365,703	8,179,608	186,095			
(割合)	100.0%	98.0%	2.0%	100.0%	97.8%	2.2%			
都市	5,784,074	5,141,869	642,206	5,876,312	5,228,535	647,777			
(割合)	100.0%	88.9%	11.1%	100.0%	89.0%	11.0%			
町村	2,008,325	1,783,462	224,863	2,033,880	1,801,908	231,972			
(割合)	100.0%	88.8%	11.2%	100.0%	88.6%	11.4%			
合計	16,118,081	15,087,573	1,030,509	16,275,895	15,210,051	1,065,844			
(割合)	100.0%	93.6%	6.4%	100.0%	93.5%	6.5%			

(出所) 総務省自治財政局財務調査課 [各年] 『都道府県決算状況調』、同 [各年] 『市町村決算状況調』、総務省自治財政局交付税課 [各年] 『各年度普通交付税の決定について』 (報道資料) 及び総務省自治財政局財政課 [各年] 『各年度特別交付税交付額の決定』 (報道資料) より筆者作成。

半島台風、東日本台風等) に1,471億円 (13.8%)、②地域医療の確保 (公立病院等) に955億円 (9.0%)、③地域交通の確保 (地方バス、離島航路、地域鉄道支援等) に722億円 (6.8%)、④公営企業の経営基盤強化に426億円 (4.0%)、⑤消防・救急に216億円 (2.0%)、⑥除排雪経費に204億円 (1.9%) となっている<sup>(34)</sup>。

## II 特別交付税の交付までの手続き

地方交付税法第15条第2項には、「総務大臣は総務省令で定めるところにより、(中略)各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、2回に分けて決定するものとし、そ

(34) 総務省自治財政局財政課『令和元年度特別交付税交付額の決定 (3月27日)』 (報道資料)。

の決定は、1回目は12月中に、2回目は3月中に行わなければならない」と規定されている。これは、1976（昭和51）年の交付税法の改正の際に規定されたものであるが、その際、「このうち12月に交付する額は特別交付税総額の3分の1以内（交付税法第15条2項）とし、12月に交付する額の算定内容は普通交付税の算定方法の画一性を補完する、算定省令において算定方法が算式化されている項目（算式項目）に重点を置くこととされた<sup>(35)</sup>。」このように12月分は算式により求められるため、通常「算式分（ルール分）」と呼ばれる。また、3月分は12月分と同様の算式分（ルール分）の他に「年度末の財政運営のしめくくりにより即応できるよう、算定省令において算定方法が算式化されていない項目（いわゆる勘案項目）に重点を置いた配分を行う<sup>(36)</sup>」ということで、「特殊財政需要分（勘案分）」も交付される。

また、これ以外にも、2011年の交付税法の改正で、第15条第3項に「激甚災害その他の事由であって、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると認められるものが発生した」場合には、省令の定めるところにより、12月、3月の定例交付以外に、その都度、特別交付税の額の決定及び交付ができる特例を設けることができると規定されている。

特別交付税に関する省令第6条第1項には、「総務大臣は、地方団体に対して毎年度12月に交付すべき特別交付税の額を毎年12月31日までに決定しなければならない」と、また、同第2項には、「総務大臣は、地方団体に対して毎年度3月に交付すべき特別交付税の額を毎年3月31日までに決定しなければならない」と規定されている。これにより、各市町村の特別交付税の交付額の決定権者は、総務大臣ということになっているが、実際は、省令第7条第1項の「都道府県知事は、第3条及び第5条の規定並びに総務大臣の定めるところにより、市町村ごとの額を算定しなければならない<sup>(37)</sup>」という規定をもって、特殊財政需要分の町村の交付額だけは、都道府県知事が決定したものを総務大臣が追認する形で決定するのが慣例になっている。これは、「町村の特殊財政需要分については、都道府県の方が事情に詳しいということを考慮したものである<sup>(38)</sup>。」

実際の交付までの手続きについては、市町村財政課の担当者は、照会に対する回答や通

---

(35) 石原 [2016] 448頁。

(36) 石原 [2016] 448頁。

(37) 算定＝配分と考えているようである。また、同第3項には、「都道府県知事は、総務大臣の定める日までに、前2項の規定により算定した市町村ごとの額を総務大臣に報告しなければならない」と規定されている。総務省財政課の担当者へのヒアリング。

(38) 総務省財政課の担当者へのヒアリング。

知に対する提出等、自らが処理する形式的な手続きに関しては熟知しているが、全体の流れやその内幕までは、十分に把握していない。この度は、総務省自治財政局財政課や47都道府県市町村課へのヒアリングやアンケート（質問状への回答）で得た内容をもとに、国（総務省財政課）、都道府県（市町村課）、市町村（財政課）の相互間の手続きの全体像とその内幕をここで明らかにする。

## 1. 算式分（ルール分）の交付までの手続き

算式分について、2019年度を例にすると、12月分は173項目あり、これらは、省令第3条第1項第1号イ、ロ、同条同項第2号、同条同項第3号イ、ロ、同条同項第4号、同条同項第5号、同条同項第6号、同条第2項及び附則第9条第1項により規定されている。3月分は12月より更に多い192項目あり、これらには、省令第5条第1項第1号、同条同項第2号、同条同項第3号イ、同条同項第4号、同条同項第5号、同条第2項、附則第11条第1項により規定されている項目の他、12月から3月への移行項目（第3条第1項第3号イの1項目、ロの1項目、計2項目）と新規項目（省令に記載のない項目）が含まれている<sup>(39)</sup>。省令には、項目内容とともに項目別の基礎数値（経費）を基にした計算式や乗率（財政力補正を含む）等が規定されている。

### （1）12月分について

算式分の交付までには、【表2】のように、①算定に用いる基礎数値の確定、②算定作業と算定額合計の確定、③交付額の決定と現金交付という3つの手順を踏む。普通交付税以上に総務省財政課と都道府県市町村課、市町村財政課の間を数字（表や資料）が行き来しながら、確定されていく、決定されていくところに大きな特徴がある。

12月分は項目にもよるが、概ね前年度1月から当該年度10月までに発生した経費が対象となる。それ以降に発生した経費は、当該年度の3月分の対象となる。

#### ① 算定に用いる基礎数値の確定

まず、総務省財政課は、各都道府県市町村課に対して、8月上旬に12月分と3月分をまとめて、「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について」という文書名

(39) 澤井は、「一見して驚くのは、とり上げられている項目の細かさである。きめ細かさといってもよい。これらの項目を算定対象とするにあたっては、それぞれの理由づけや根拠の探求が行われているであろうが、その性格上、いくつかに分けられると思われる。（中略）いずれにしても、現行制度の歪みや不十分さを是正するよう求める要求が、特交に算定されることで吸収されるという機能をもつことが予想される」と述べている。澤井 [1984] 69頁。

表2 算式分（ルール分）の交付までの手続き

	総務省財政課 (総務大臣)	時 期	各都道府県市町村課 (各都道府県知事)	時 期	各市町村財政課
①算定に用いる基礎数値の確定	照会『特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について』	8月上旬 ⇒⇒⇒ 8月上旬	照会『特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について』	8月中旬 ⇒⇒⇒ 10月上旬	作成『総務省指定様式の個表（特別交付税の算定に用いる項目別の基礎数値）』 ↓
	精査『総括表』、『個表』、『関係資料』 ↓	①8月下旬 ②9月中下旬 ⇐⇐⇐ ①10月下旬～11月上旬 ②11月中下旬 ③11月下旬～12月上旬	作成『総務省指定様式の総括表（特別交付税の算定に用いる項目別の基礎数値）』 回答『特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について（『総括表』、『個表』、『関係資料』）』	①8月中下旬 ②9月上中旬 ⇐⇐⇐ ①10月中旬 ②11月上旬 ③11月中下旬	提出『個表』、『関係資料』
②算定作業と算定額合計の確定	連絡『特別交付税の12月（3月）算定について（確定した項目別算定方法と大都市・都市・町村別の項目別算定額合計）』	11月上旬～下旬（数回） ⇒⇒⇒ 1月上旬～2月下旬（数回）	算定作業『総務省連絡の大都市・都市・町村別の項目別算定額合計と自ら算定した同様の算定額合計を比較』 ↓		
	↓	12月上旬 ⇐⇐⇐ 3月中下旬	作成・提出『総務省指定様式の特別交付税の12月（3月）算定（市町村分）に係る集計結果表＝市町村別項目別算定額合計＝要望額』		
③交付額の決定と現金交付	決定『算定額の満額交付（町村分は各都道府県の合計額）』 閣議報告『各市町村の交付額（町村分は各都道府県の合計額）』 送付『交付決定通知（町村分は各都道府県の合計額）』 報道発表『特別交付税の12月交付額の決定（町村分は各都道府県の合計額）』or『特別交付税交付額の決定（3月：町村分は各都道府県の合計額）』 現金交付（報道発表翌日or翌々日）	12月上中旬 ⇒⇒⇒ 3月下旬	通知『特別交付税の12月交付額の決定（各市町村の交付額）』 or『特別交付税の交付額の決定（3月：各市町村の交付額）』 報道発表『特別交付税の12月交付額の決定（各市町村の交付額）』or『特別交付税の交付額の決定（3月：各市町村の交付額）』	⇒⇒⇒	

(注) 1) 算式分の交付までの手続きの時期の上段は12月分、下段は3月分を表す。

(出所) 総務省財政課及び都道府県市町村課の担当者へのヒアリングより筆者作成。

で毎年度照会を行う。総務省財政課の照会を受けて、各都道府県市町村課は、8月中旬に当該都道府県内各市町村財政課に総務省財政課と同じ文書名「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について」で、照会をかける。

各市町村財政課は、特別交付税の算定に用いる基礎数値を項目別に総務省財政課の指定様式（Excel）の個表にまとめ、当該関係資料と共に8月中下旬と9月上中旬の2回に分けて当該都道府県市町村課に提出する。

各都道府県市町村課は、関係資料や過年度の状況等を参考にして、10日程度でそ

の内容を確認する。確認期間が短いため、ヒアリングは行わず<sup>(40)</sup>、不明確なものだけ、電話やメールで確認することが一般的なようである。その際、省令の規定に合わないもの<sup>(41)</sup>については、当該市町村財政課の合意の上で、基礎数値の引き下げや取り下げをさせたり、また、その逆で、過年度の基礎数値と比較して著しく低い額が提示されている場合や当該市町村財政課が提出した関係資料や当該市町村の特殊財政事情から気付いたことがあった場合などは、基礎数値の増額を促したりするようである。このような場合、当該市町村財政課に、個表等を修正させ、再提出させる。確認作業終了後、各都道府県市町村課は、特別交付税の算定に用いる基礎数値を当該都道府県内市町村別、項目別に総務省財政課の指定様式（Excel）の総括表にまとめる。各都道府県市町村課は、8月下旬と9月中下旬の2回に分けて、総務省財政課の指定様式（Excel）の総括表（各都道府県市町村課が記載）と個表（各市町村財政課が記載）、当該関係資料を、総務省財政課に「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について」という文書名で回答する。2回目は1回目のものに項目を追加する様式となっている。提出資料は項目によって異なり、総括表や個表だけで良いものもあれば、双方必要なものもある。当該関係資料についても必要なものと不要なものがある。

総務省財政課は、8月下旬より各都道府県市町村課から提出された総括表や個表の基礎数値の妥当性を当該財政課及び総務省内関係部署で精査する。その際、条件に合わない、妥当性を欠くものは、当該都道府県市町村課の合意の上で、基礎数値の引き下げや取り下げをさせることもある。そのような場合は、当該都道府県市町村課に総括表や個表等の修正をさせ、再提出させる。

## ② 算定作業と算定額合計の確定

総務省財政課は、11月上旬から11月下旬にかけて、数回に分けて、確定した項目

- 
- (40) 都道府県内各市町村から基礎数値を個表等で受け取ってから、総務省財政課に回答するまで、1週間ほどしか日程がない。この短い期間にヒアリングまで実施するのは事実上不可能という意見が多かった。市町村数が多い都道府県なら尚更である。47都道府県のうち、ヒアリングを実施しているのは、埼玉県や千葉県、神奈川県など5県のみである。そのうち長野県は、当該県内市町村の特別交付税の算式分（ルール分）の基礎数値以外の財政状況等についても合わせてヒアリングしている。また、福岡県は12月算定分についてのみ実施している。各都道府県市町村課の担当者へのヒアリング。
- (41) 時には総務省財政課に当該項目の基礎数値の妥当性について照会する場合もある。各都道府県市町村課の担当者へのヒアリング。

別の算定方法と基礎数値を基にした算定額合計（大都市、都市、町村の区分ごとの項目別の算定額合計）を各都道府県市町村課に「特別交付税の12月算定について」という文書名で事務連絡する<sup>(42)</sup>。最終的には11月下旬に全項目の算定方法をまとめた「特別交付税12月分算定要領」を各都道府県市町村課にメールで送付する。

各都道府県市町村課は、総務省財政課により通知された大都市、都市、町村の区分ごとの項目別の算定額合計と、総務省財政課によって示された算定方法（算定要領）によって、自ら算出した同様の算定額合計<sup>(43)</sup>を比較する、いわゆる算定作業を行い、誤り等がないかを確認する。誤り等あれば、この段階で修正する<sup>(44)</sup>。確認に与えられる期間は、わずかに1週間程度である。先述したように総務省財政課から、数回に分けられて算定額合計が通知されるが、その際、回を重ねるにしたがって、項目数が追加されるばかりでなく、確認により把握された修正の反映や新たに発生した財政需要（要求額）の追加も行われるのである。すなわち、回を重ねるにしたがって、項目が増え、精度が高くなり、最終集計結果に近づいていくという仕組みになっている。大都市、都市、町村の区分ごとの項目別の算定額合計がすべて一致すると、各都道府県市町村課は、12月上旬に市町村別、項目別に分けられた総務省財政課の指定様式（Excel）の「特別交付税の12月算定（市町村分）に係る集計結果表」（＝最終的な要望額）に算定額を記載し、総務省財政課に提出する。

### ③ 交付額の決定と現金交付

12月の算式分の市町村別交付額について、総務省（大臣）は、12月上中旬に各都道府県市町村課より提出された「特別交付税の12月算定（市町村分）に係る集計結果表」にある算定額の満額交付という形で決定し、その日の内に閣議報告する。その後、総務省財政課は、各都道府県市町村課に「交付決定通知」を行うとともに、当該交付額を報道発表する。この交付額決定から報道発表までの交付額はすべて、

---

(42) 都道府県の算式分については、この作業は行われぬ。すなわち、都道府県財政課が総務省財政課に基礎数値を送付した後は、総務省内で算定が行われ、そこで交付額が確定する。都道府県財政課が交付額を知るのは、確定後である。そのため、市町村の算式分のように、後述する都道府県の「特別交付税の算式要領」というものは存在しない。総務省財政課の担当者へのヒアリング。

(43) この段階で、各都道府県市町村課は、市町村別、項目別に算定額を集計しており、これらを大都市、都市、町村という区分で合算することで、総務省財政課のそれぞれの算定額合計と比較している。

(44) 総務省財政課の算定額合計に誤りがある場合もあれば、各都道府県市町村課の算定額合計に誤りがある場合もある。総務省財政課及び各都道府県市町村課の担当者へのヒアリング。

大都市・都市分については、大都市別、都市別に、町村分については、各都道府県の合計額になっている。そのため、各都道府県市町村課は、総務省の報道発表後、ただちに当該都道府県内各市町村財政課に「交付決定通知」を行うとともに、当該交付額を報道発表する（報道発表をしない都府県もある）。特別交付税の12月の算式分の交付額については、総務省の報道発表の翌日、もしくは翌々日（報道発表が金曜日の場合は土日を挟むため3日後）に各市町村に現金交付される。

過去5カ年度の特別交付税における12月（算式分）の交付額の割合は、【表3】のように道府県分も含め、熊本県地震や梅雨前線による豪雨、台風（7号、9号、10号、11号、16号）による暴風雨などの激甚災害（交付税法第15条第3項の特例）が当該年度前半に多発した2016年度の33.9%を除き、28.8%、28.4%、31.6%、30.0%と、毎年度対象項目が替わる中で、交付税法第15条第2項の規定どおりに、特別交付税総額の3分の1以内に留められている。この辺は、算定方式の妙技であるといえよう<sup>(45)</sup>。

## （2） 3月分について

3月分についても、12月分と概ね同じで、交付までには【表2】のように、①算定に用いる基礎数値の確定、②算定作業と算定額合計の確定、③交付額の決定と現金交付という3つの手順を踏む。

3月分も項目別にもよるが、概ね11月から12月、もしくは1月までに発生した経費が対象となる。災害項目については、12月までのものが対象となり、結果的に12月分と3月分で、前年度1月から当該年度12月までの1年間の経費を網羅することになっている。それ以降に発生した経費については、翌年度12月分の対象となる。

### ① 算定に用いる基礎数値の確定

すでに8月上旬に、総務省財政課から各都道府県市町村課に対して、12月分と合わせて、「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について」という文書名で照会が行われているため、10月上旬になると、各都道府県市町村課は、当該都道府県内各市町村財政課に、「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について」という文

---

(45) 毎年12月と3月に省令の改正が行われるため、総額をみて算式の改正を行っているのではないかという疑念をもつが、総務省財政課は、「理由や根拠が必ず求められることもあり、総額に合わせて、算式を改正することはない。単価方式の費用の改正はあるが、これも数年に1度で物価等の変動に因るものである。」と述べている。総務省財政課の担当者へのヒアリング。

表3 特別交付税における12月・3月交付額の割合の推移

単位：千円

			12月交付額	3月交付額	合計
二〇一五年度	道府県	交付額	78,531,111	57,819,468	136,350,579
		交付総額に対する割合	57.6%	42.4%	100.0%
	市町村	交付額	211,282,207	657,665,005	868,947,212
		交付総額に対する割合	24.3%	75.7%	100.0%
	合計	交付額	<b>289,813,318</b>	715,484,473	1,005,297,791
		交付総額に対する割合	<b>28.8%</b>	71.2%	100.0%
二〇一六年度	道府県	交付額	143,353,982	57,066,974	200,420,956
		交付総額に対する割合	71.5%	28.5%	100.0%
	市町村	交付額	213,880,120	638,676,091	852,556,211
		交付総額に対する割合	25.1%	74.9%	100.0%
	合計	交付額	<b>357,234,102</b>	695,743,065	1,052,977,167
		交付総額に対する割合	<b>33.9%</b>	66.1%	100.0%
二〇一七年度	道府県	交付額	84,856,836	64,148,534	149,005,370
		交付総額に対する割合	56.9%	43.1%	100.0%
	市町村	交付額	193,496,556	637,226,473	830,723,029
		交付総額に対する割合	23.3%	76.7%	100.0%
	合計	交付額	<b>278,353,392</b>	701,375,007	979,728,399
		交付総額に対する割合	<b>28.4%</b>	71.6%	100.0%
二〇一八年度	道府県	交付額	101,811,069	61,629,662	163,440,731
		交付総額に対する割合	62.3%	37.7%	100.0%
	市町村	交付額	223,799,117	643,269,018	867,068,135
		交付総額に対する割合	25.8%	74.2%	100.0%
	合計	交付額	<b>325,610,186</b>	704,898,680	1,030,508,866
		交付総額に対する割合	<b>31.6%</b>	68.4%	100.0%
二〇一九年度	道府県	交付額	91,332,482	94,762,559	186,095,041
		交付総額に対する割合	49.1%	50.9%	100.0%
	市町村	交付額	228,610,869	651,137,929	879,748,798
		交付総額に対する割合	26.0%	74.0%	100.0%
	合計	交付額	<b>319,943,351</b>	745,900,488	1,065,843,839
		交付総額に対する割合	<b>30.0%</b>	70.0%	100.0%

(出所) 総務省自治財政局財政課〔各年〕『各年度特別交付税の12月交付額の決定』（報道資料）及び同〔各年〕『各年度特別交付税交付額の決定』（報道資料）より筆者作成。

書名で照会を行う。

各市町村財政課は、特別交付税の算定に用いる基礎数値を項目別にまとめ、当該関係資料と共に10月中旬、11月上旬、11月中下旬と3回に分けて、当該都道府県市町村課に提出する。

12月分と同様に各都道府県市町村課は、関係資料や過年度の状況等を参考にして、

2週間程度で内容、すなわち、省令の規定に合うかどうかや項目、数値に漏れがないか等の確認を行う。確認期間が短いため、この時も不明確なものだけ、電話やメールで確認することが一般的なようである。確認作業終了後、各都道府県市町村課は、特別交付税の算定に用いる基礎数値を当該都道府県内市町村別、項目別に総務省財政課の指定様式（Excel）の総括表にまとめる。各都道府県市町村課は、10月下旬から11月上旬、11月中下旬、11月下旬から12月上旬の3回に分けて、総務省財政課の指定様式（Excel）の総括表と個表、当該関係資料を、総務省財政課に「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について」という文書名で回答する。2回目は1回目のものに項目を追加し、3回目は2回目のものに更に項目を追加する様式となっている。

総務省財政課は、10月下旬から11月上旬より、各都道府県市町村課から提出された各市町村別、項目別の特別交付税の額の算定に用いる基礎数値の妥当性を12月分と同様に当該財政課及び総務省内関係部署で精査する。

## ② 算定作業と算定額合計の確定

総務省財政課は、1月上旬から2月下旬にかけて、数回に分けて、確定した項目別の算定方法と基礎数値を基にした算定額合計（大都市、都市、町村の区分ごとの項目別の算定額合計）を各都道府県市町村課に「特別交付税の3月算定について」という文書名で事務連絡する。最終的には3月中旬に全項目の算定方法をまとめた「特別交付税3月分算定要領」を各都道府県市町村課にメールで送付する。

各都道府県市町村課は、総務省財政課により通知された大都市、都市、町村の区分ごとの項目別の算定額合計と、総務省財政課によって示された算定方法（算定要領）によって、自らが算出した同様の算定額合計を比較し、誤り等がないかを確認する。誤り等あればここで修正をする。12月分と同様、確認に与えられる期間は、わずかに1週間程度しかない。算定額合計がすべて一致すると、各都道府県市町村課は、3月中下旬にその確定値を市町村別、項目別に分けられた総務省財政課の指定様式（Excel）の「特別交付税の3月算定（市町村分）に係る集計結果表」（＝最終的な要望額）に記載し、総務省財政課に提出する。3月の算式分については、「特別交付税の3月算定（市町村分）に係る集計結果表」にある算定額の全都道府県の市町村合計額が、算式分の交付額総額を超える場合は、財政力の高い大都市、都市が存する都道府県市町村課に照会をかけ、当該市の特定項目を決め、その額を零にして、算定額を減額し、帳尻を合わせる場合もある（省令第5条第2項等）。

その場合は、「特別交付税の3月算定（市町村分）に係る集計結果表」を修正する。

### ③ 交付額の決定と現金交付

3月の算式分の市町村別交付額について、総務省（大臣）は、3月下旬に各都道府県市町村課より提出された「特別交付税の3月算定（市町村分）に係る集計結果表」にある算定額の満額交付という形で決定し、3月の特殊財政需要分の市町村交付額と合わせて、その日の内に閣議報告する。その後、総務省財政課は、各都道府県市町村課に「交付決定通知」を行うとともに、当該交付額を報道発表する。12月同様、当該報道発表では、町村別の交付額は公表されないため、各都道府県市町村課は、総務省の報道発表後、ただちに当該都道府県内各市町村財政課に「交付決定通知」を行うとともに、当該交付額を報道発表する（報道発表しない都府県もある）。ただし、ここで示めされた3月の交付額は、いずれも特殊財政需要分の交付額を含んだ額となっている。そのため、基礎数値しか提出していない市町村財政課は、省令で、ある程度の算式分の交付額を予想することはできるが、各都道府県市町村課が算定した実際の算式分の交付額を知ることはできない。算式分の交付額がわからなければ、特殊財政需要分の交付額も当然不明のままである。この点は、特別交付税の問題点である。算式分と特殊財政需要分の交付額がそれぞれわかるように、「交付決定通知」や報道発表を行うべきであろう。特別交付税の3月の算式分の交付額については、総務省の報道発表の翌日、もしくは翌々日（報道発表が金曜日の場合は土日を挟むため3日後）に特殊財政需要分の交付額と合わせて、各市町村に現金交付される。

## 2. 特殊財政需要分（勘案分）の交付までの手続き

特殊財政需要分（勘案分）について、2019年度を例にすると、省令第5条第1項第3号ロ、第8条第1項第1号、同条同項第2号、同条同項第3号、同条同項第4号、同条同項第5号、附則第7条第12項第1号及び同条同項第2号に規定されている34項目（34項目目のその他財政需要等では、市町村が要望する様々な項目を計上することができる）となっている。

特殊財政需要分についても、交付までには【表4】のように、①1回目のヒアリングの提出資料の作成、②2回目のヒアリングの提出資料の作成、③各町村への配分における協力要請、④交付額の決定と現金交付という4つの手順を踏む。

表4 特殊財政需要分（勘案分）の交付までの手続き

	総務省財政課	時 期	各都道府県市町村課	時 期	各市町村財政課
① 1回目のヒアリングの 提出資料の作成	通知『市町村の特別交付税ヒアリングについて（8月下旬～9月上旬）』	8月下旬～ 9月上旬 ⇒⇒⇒	通知『市町村の特別交付税ヒアリングについて』	9月上旬 ⇒⇒⇒	作成『都道府県指定様式の個表』、『都道府県指定様式の総括表』 ↓
	ヒアリング（10月中：個表集計提出）	10月中 ⇐⇐⇐	ヒアリング（9月下旬のみ） 作成・提出『総務省指定様式の特殊の財政需要の状況について（個表集計：大都市・都市は市別項目別、町村分は項目別合計値＝要望額）』	9月中旬 ⇐⇐⇐	提出『個表』、『総括表』、『関係資料』
② 2回目のヒアリングの 提出資料の作成	通知『財政事情及び特別交付税ヒアリングについて』	12月下旬 ⇒⇒⇒	通知『財政事情及び特別交付税ヒアリングについて』	12月上旬 ⇒⇒⇒	作成『都道府県指定様式の個表』、『都道府県指定様式の総括表』 ↓
	ヒアリング（1月下旬：個表集計提出・1月中下旬：大都市も実施） ↓	1月中下旬 ⇐⇐⇐	作成・提出『総務省指定様式の特殊の財政需要の状況について（個表集計：大都市・都市は市別項目別、町村分は項目別合計値＝最終要望額）』	12月下旬 ⇐⇐⇐	提出『個表』、『総括表』、『関係資料』
③ 各町村への配分 における協力要請	送付「3月算定分の個別項目（各都道府県の大都市、都市、町村分（それぞれマクロ）の優先項目の項目別交付額）」	1月下旬～ 2月上旬 ⇒⇒⇒			
④ 交付額の決定と現金交付	決定『各道府県の交付額、各大都市・都市の交付額、各都道府県町村分（マクロ）の交付額』 通知『特別交付税3月算定（町村分）における算定額の追加について（各都道府県町村分の交付額）』	3月中下旬 ⇒⇒⇒	決定『各町村の交付額』 作成『総務省指定様式の特別交付税3月最終集計結果表（＝各町村の交付額）』 ↓		
	追認『特別交付税 3月最終集計結果表（＝各町村の交付額）』 ↓	3月下旬 ⇐⇐⇐	提出『特別交付税 3月最終集計結果表（＝各町村の交付額）』		
	協議報告『各市町村の交付額（町村分は各都道府県の合計額）』 送付『交付決定通知（町村分は各都道府県の合計額）』 報道発表『特別交付税交付額の決定（町村分は各都道府県の合計額）』 現金交付（報道発表翌日or翌々日）	3月下旬 ⇒⇒⇒	通知『特別交付税の交付額の決定（各市町村の交付額）』 報道発表『特別交付税の交付額の決定（各市町村の交付額）』	⇒⇒⇒	

（出所） 総務省財政課及び都道府県市町村課の担当者へのヒアリングより筆者作成。

① 1回目のヒアリングの提出資料の作成

特殊財政需要分の交付は3月のみであるが、各都道府県市町村課から総務省財政課への数値（要望額）の提出については、10月と1月の2回のヒアリングの際に、それぞれ行うことになっている。10月については、当該年度4月から3月の間に発生する

と見込まれる経費をすべて計上する。ただし、災害に関する項目については、前年度の1月から9月下旬に実際に発生した経費に限る。

総務省財政課は、各都道府県市町村課に8月下旬から9月上旬にかけて「市町村の特別交付税ヒアリングについて」という文書で通知を行う。総務省財政課の通知を受けて、各都道府県市町村課は、9月上旬に当該都道府県内各市町村財政課に総務省財政課と同じ文書名「市町村の特別交付税ヒアリングについて」で通知する。

各市町村財政課は、当該都道府県市町村課の指定様式（Excel）の個表（省令に基づく項目別の様式）や総括表（当該市町村の項目別経費の一覧表）の一方もしくは双方に記載して、当該関係資料等と一緒に9月中旬に当該都道府県市町村課に提出する。

北海道や東京都、富山県等を除いた各府県市町村課は、9月下旬に当該府県内各市町村財政課の担当者等とヒアリングを行う。その際、省令の規定に合うかどうかや項目、数値に漏れがないか、当該経費が国庫支出金や府県支出金により充当されていないか、地方債の対象となっていないか、普通交付税で措置されていないか等の確認を行う。誤り等あればこの段階で修正をする。その後、各都道府県市町村課は、特殊財政需要分の数値を大都市・都市分は市別、項目別に、町村分は項目別（合計額のみ）に分けて、総務省財政課の指定様式（Excel）の「特殊の財政需要の状況について（個表集計）」（＝要望額）に記載をする。

総務省財政課は、各都道府県市町村課担当者等と10月の約1か月間を使用して、1回目のヒアリングを行うが、その際に、各都道府県市町村課担当者は、「特殊の財政需要の状況について（個表集計）」を提出するのである。

## ② 2回目のヒアリングの提出資料の作成

総務省財政課の1月の2回目のヒアリングでも、数値（要望額）を提出するが、これは10月に提出した数値の修正と追加のためのものである。追加は主に災害に関する項目で、10月から12月までのものが対象となる。結果的に、災害に関する項目は、算式分同様、特殊財政需要分も前年度1月から当該年度12月までの1年間分の経費が対象となっている。それ以降に発生した経費については、次年度の対象となる。

総務省財政課は、12月下旬に各都道府県市町村課に「財政事情及び特別交付税ヒアリングについて」を通知する。それに先駆けて、各都道府県市町村課は、12月上旬に当該都道府県内市町村財政課に「財政事情及び特別交付税ヒアリングについて」を通知している。

各市町村財政課は、当該都道府県市町村課の指定様式（Excel）の個表（省令に基

づく項目別の様式)や総括表(当該市町村の項目別経費の一覧表)の一方もしくは双方に記載して、当該関係資料等と一緒に12月下旬に当該都道府県市町村課に提出する。

各都道府県市町村課は、この度は9月提出からの修正項目と10月から12月までの災害の追加項目のみが対象となることや期間が短いこと等を理由に、当該都道府県内各市町村財政課の担当者とのヒアリングは行わず、提出された項目や数値に誤りがないかどうかの確認だけ行う。その後、各都道府県市町村課は、特殊財政需要分の数値を大都市・都市分は市別、項目別に、町村分は、項目別(合計額のみ)に分けて、総務省財政課の指定様式(Excel)の「特殊の財政需要の状況について(個表集計)」(=最終要望額)に記載する。

総務省財政課は、各都道府県市町村課担当者等と1月中下旬の概ね2週間のうちにヒアリングを行う。10月同様、その際に、各都道府県市町村課担当者は「特殊の財政需要の状況について(個表集計)」を提出するのである。なお、1月については、20の大都市(政令指定都市)財政課の担当者等とのヒアリングも行われる。都道府県並みの権限をもっているからというのが実施の理由で、各都道府県市町村課に先駆けて、1月中旬に行われるのが慣例となっている。

### ③ 各町村への配分における協力要請

算式分については、都道府県分も含めて、12月分、3月分ともに算定額(要望額)の満額交付であるため、結果的に特別交付税総額から算式分の交付額を除いた額が、特殊財政需要分の交付額になる。総務省財政課は、「特殊の財政需要の状況について(個表集計)」(=最終要望額)の数値をもとに、各都道府県の大都市、都市、町村の区分ごとの優先項目の項目別交付額(合計額)のみを決定し、1月下旬から2月上旬にかけて「3月算定分の個別項目について」というメールを都道府県市町村課に送付する。このメールは正式な文書ではないため、特に文書はない。ただ、総務省財政課が、特殊財政需要分の当該都道府県内町村分の配分にあたって、優先してほしい<sup>(46)</sup>と考えている項目<sup>(47)</sup>の項目別交付額(合計額)のデータが添付されているだけであ

(46) 総務省財政課は当該項目について見ているので、特殊財政需要分の各町村への配分にあたっては、ご配慮いただきたい、という意味が込められているようである。なお、この時、大都市分(マクロ)、都市分(マクロ)についても、優先項目の項目別交付額が送付されるのは、大都市、都市も都道府県の所管だからとの意味合いである。総務省財政課の担当者へのヒアリング。

(47) 当該項目については、災害や地域でのイベント等の項目が多いようである。各都道府県市町村課の担当者へのヒアリング。

る。協力の要請という意味合いがあるが、この内容については、拘束力がないため、町村分をどのように配分するかについては、各都道府県市町村課の裁量に委ねられる。

#### ④ 交付額の決定と現金交付

改めて総務省財政課は、道府県分は総務省財政課の指定様式の個表（＝最終要望額）、市町村分は「特殊の財政需要の状況について（個表集計）」（＝最終要望額）の数値をもとに、後述する配分方法で、特殊財政需要分の各道府県の交付額、各大都市・都市の交付額、各都道府県町村分（マクロ）の交付額を決定する。総務省財政課は、3月中下旬に各都道府県市町村課に特殊財政需要分の当該都道府県内町村分（マクロ）の交付額を「特別交付税3月算定（町村分）における算定額の追加について」で通知する。

これを受けて、各都道府県市町村課は、当該都道府県内各町村への交付額を後述する配分方法で決定する。各都道府県市町村課は、3月下旬に総務省財政課の指定様式（Excel）の「特別交付税 3月最終集計結果表<sup>(48)</sup>」に当該都道府県内各町村の交付額を記載し、総務省財政課に提出する。

総務省（大臣）は、3月下旬に各都道府県市町村課より提出された「特別交付税3月最終集計結果表」にある交付額を追認という形で決定し、3月の算式分の各市町村の交付額や特殊財政需要分の各大都市・都市の交付額と合わせて、その日の内に閣議報告する。その後、総務省財政課は、各都道府県市町村課に「交付決定通知」を行うとともに、当該交付額を報道発表する。報道発表後の流れは、算式分と同様である。

### Ⅲ 特殊財政需要分（勘案分）の配分方法

【表5】のように過去3カ年度の市町村分の特殊財政需要の割合は、市町村分の特別交付税総額の57.5%、51.0%、49.6%と、概ね半数を占めている。その特殊財政需要分の交付額の実質的な決定権者は、先述したように各大都市・都市分と各都道府県町村分（マクロ）は総務大臣、各町村分は都道府県知事となっており、配分方法については、総務省財政課と各都道府県市町村課がそれぞれ決定している。配分方法は、長野県とほぼ公開に近

---

(48) 当該表には、3月の特殊財政需要分の交付予定額以外に、3月の算式分の交付予定額や12月の算式分の交付決定額、更には前年度の交付決定額や3月分決定額等も記載されている。

表5 交付時期・配分方法別の市町村の特別交付税の要望額と交付額

単位：千円

		12月算式分	3月算式分	3月特殊財政	合 計	
		(ルール分)	(ルール分)	需要分(勘案分)		
二〇一七年度	大都市分	要望額	14,498,176	7,630,040	284,189,458	306,317,674
		交付額	14,498,176	7,630,040	9,682,841	31,811,057
		要望額に対する割合	100.0%	100.0%	3.4%	10.4%
		交付総額に対する割合	45.6%	24.0%	30.4%	100.0%
	都市分	要望額	124,678,802	103,473,849	1,822,843,123	2,050,995,774
		交付額	124,678,802	103,473,849	354,477,256	582,629,907
		要望額に対する割合	100.0%	100.0%	19.4%	28.4%
		交付総額に対する割合	21.4%	17.8%	60.8%	100.0%
	町村分	要望額	54,319,578	48,331,784	511,783,768	614,435,130
		交付額	54,319,578	48,331,784	113,630,703	216,282,065
		要望額に対する割合	100.0%	100.0%	22.2%	35.2%
		交付総額に対する割合	25.1%	22.3%	52.5%	100.0%
合 計	要望額	193,496,556	159,435,673	2,618,816,349	2,971,748,578	
	交付額	193,496,556	159,435,673	477,790,800	830,723,029	
	要望額に対する割合	100.0%	100.0%	18.2%	28.0%	
	交付総額に対する割合	23.3%	19.2%	57.5%	100.0%	
二〇一八年度	大都市分	要望額	18,561,481	12,602,957	349,036,276	380,200,714
		交付額	18,561,481	12,602,957	8,502,352	39,666,790
		要望額に対する割合	100.0%	100.0%	2.4%	10.4%
		交付総額に対する割合	46.8%	31.8%	21.4%	100.0%
	都市分	要望額	141,708,909	129,855,716	1,846,986,274	2,118,550,899
		交付額	141,708,909	129,855,716	330,974,121	602,538,746
		要望額に対する割合	100.0%	100.0%	17.9%	28.4%
		交付総額に対する割合	23.5%	21.6%	54.9%	100.0%
	町村分	要望額	63,528,727	58,290,863	533,772,671	655,592,261
		交付額	63,528,727	58,290,863	103,043,009	224,862,599
		要望額に対する割合	100.0%	100.0%	19.3%	34.3%
		交付総額に対する割合	28.3%	25.9%	45.8%	100.0%
合 計	要望額	223,799,117	200,749,536	2,729,795,222	3,154,343,875	
	交付額	223,799,117	200,749,536	442,519,482	867,068,135	
	要望額に対する割合	100.0%	100.0%	16.2%	27.5%	
	交付総額に対する割合	25.8%	23.2%	51.0%	100.0%	
二〇一九年度	大都市分	要望額	17,138,404	12,368,113	377,988,114	407,494,631
		交付額	17,138,404	12,368,113	6,971,648	36,478,165
		要望額に対する割合	100.0%	100.0%	1.8%	9.0%
		交付総額に対する割合	47.0%	33.9%	19.1%	100.0%
	都市分	要望額	146,558,148	139,279,770	1,852,132,057	2,137,969,975
		交付額	146,558,148	139,279,770	325,461,029	611,298,947
		要望額に対する割合	100.0%	100.0%	17.6%	28.6%
		交付総額に対する割合	24.0%	22.8%	53.2%	100.0%
	町村分	要望額	64,914,317	62,739,678	516,623,143	644,277,138
		交付額	64,914,317	62,739,678	104,317,691	231,971,686
		要望額に対する割合	100.0%	100.0%	20.2%	36.0%
		交付総額に対する割合	28.0%	27.0%	45.0%	100.0%
合 計	要望額	228,610,869	214,387,561	2,746,743,315	3,189,741,745	
	交付額	228,610,869	214,387,561	436,750,368	879,748,798	
	要望額に対する割合	100.0%	100.0%	15.9%	27.6%	
	交付総額に対する割合	26.0%	24.4%	49.6%	100.0%	

(注) 1) 1月のヒアリングで総務省財政課に提出する『特殊の財政需要の状況について(個表集計)』は、2016年度以前は紙ベースであったため、総務省財政課にはExcel等のデータの保管がなされていない。

(出所) 各都道府県市町村課〔各年〕『各年度特別交付税の12月算定(市町村)に係る集計結果表』(総務省自治財政局財政課提供資料)、同〔各年〕『各年度特別交付税の3月算定(市町村)に係る集計結果表』(総務省自治財政局財政課提供資料)、同年『各年度 特殊の財政需要の状況について(個表集計)』(総務省自治財政局財政課提供資料)、同〔各年〕『各年度特別交付税 3月最終集計結果表』(総務省自治財政局財政課提供資料)、総務省自治財政局財政課〔各年〕『各年度特別交付税の12月の交付額の決定』(報道資料)及び同〔各年〕『各年度特別交付税交付額の決定』(報道資料)より筆者作成。

い内容であるといえる東京都を除けば、すべて非公開となっている。そのため、先行研究でも、市町村財政課の担当者の間でも、この部分に批判が集中する。

この度は、それらを少しでも明らかにするために、総務省財政課と47都道府県市町村課の担当者に、配分にあたって何を基準にしているかをヒアリングやアンケート（質問状）で確認したところ、総務省財政課をはじめ、すべての都道府県市町村課から回答を得ることができた。答えられる範囲の内容であるが、それをまとめたものが【表6】である。

まずは、総務省財政課が配分方法を決めている各大都市・都市分について見ていこう。総務省財政課では、最初に災害項目等の優先項目を決め、財政力を考慮せずにそれらに配分額を割り振ってから、他の特殊財政需要に配分しているようである。その際は、各大都市や都市の財政力を加味したり、3月末の交付であり、過年度と比較して著しい交付額の削減があった場合、予算の執行に支障をきたす恐れもあるため、過去の配分額等も考慮したりしながら、配分を行うようである。【表6】には記載していないが、これ以外にも12月から1月を中心に行われる、市長や市町村財政部課長をはじめ、総務省出向官僚、当該市選出の与党国会議員等を交えての特別交付税の要望活動の内容についても考慮される。それらは、関係官僚である総務省財政課長や財政局長、事務次官等だけでなく、総務省政務3役に対しても行われるようである。そのような場合、最後は政治的な判断、決着になるという<sup>(49)</sup>。先行研究にあるような政治家や官僚が、特別交付税の配分に影響を及ぼしていたとする指摘も妥当性を帯びてくる。ただし、これは特殊財政需要分に限ったことであることを指摘しておきたい。

各都道府県町村分（マクロ）についても、各大都市・都市分と同様の配分がなされているようである。異なるのは、その際に採用される財政力が、当該都道府県内の町村の財政力ではなく、当該都道府県の財政力であるという点だけである<sup>(50)</sup>。

次に各都道府県市町村課が配分方法を決定している町村分を見ていくことにする。無回答も3府県あるが、独自の算式を使用しているところが22府県ある。47都道府県の配分方法（基準）を見ると、災害等の優先項目、町村の財政力、過去の配分額、ヒアリングの4つの基準のいくつかを考慮しているところが多い。情報がすべて開示されているわけではないが、災害や除排雪、イベント等の優先項目を設けているところは、総務省財政課が1

---

(49) このような場合、決定した交付額は先に政治家に知らせ、政治家が当該市財政課の担当者等に連絡をするということも少なくないようである。政治家に花を持たせるという意味合いがあるのであろう。総務省財政課の担当者及び前任者へのヒアリング。

(50) 総務省財政課の担当者へのヒアリング。

表6 特殊財政需要分（勘案分）の配分方法一覧

配分権限の部署	特殊財政需要分（勘案分）の配分方法	財政力考慮の有無	算式の有無
総務省財政課（大都市・都市分）	災害等の項目（財政力の考慮無し）に優先的に金額を割り振ってから、他の特殊財政需要の性質と財政力、過去の配分額等を総合的にみて配分している。	有	無
総務省財政課（都道府県町村分）	災害等の項目（財政力の考慮無し）に優先的に金額を割り振ってから、他の特殊財政需要の性質と各都道府県の財政力、過去の配分額等を総合的にみて配分している。	有	無
北海道	特殊財政需要額（事業費ベース）で基本的に配分している。年度により除排雪作業等の項目に優先度をつけて配分する場合もある。	無	無
青森県	各団体の財政力と各年度の財政需要並びに各地域の特殊事情等を総合的に勘案の上、配分している。	有	有
岩手県	各町村の財政事情、財政力等を考慮して配分している。	有	有
宮城県	特殊財政需要額と財政力（強弱は無回答）、災害等の優先項目、ヒアリングの内容を考慮して配分している。	有	有
秋田県	過去の配分額を参考にしつつ、災害関連の項目、省令第8条第1項の5項目の順で配分している。	無	有
山形県	災害項目を優先した上で、残りを他の特殊財政需要額を考慮して配分している。その際、財政力（若干）や過去の配分額も一部考慮して配分している。	若干	有
福島県	特殊財政需要の性質や財政力等を総合的にみて配分している。	有	有
茨城県	災害項目を優先した上で、残りを他の特殊財政需要額を考慮して配分している。	無	有
栃木県	特殊財政需要額と財政力をみて配分している。ケースとしては少ないが、年度により項目別に優先度をつけて配分したり、過去の配分額を考慮する場合もある。	有	無
群馬県	各団体における特殊財政需要額を勘案して配分しているが、一部財政力（若干）も配慮している。	若干	無
埼玉県	特殊財政需要額と財政力（若干）とヒアリングの内容を考慮して配分している。ワールドカップやオリンピック等関連項目や過去の配分額も考慮している。	若干	無
千葉県	特殊財政需要額と財政力（若干）を考慮して配分している。年度により災害など項目別に優先度をつけて配分する場合もある。	若干	無
東京都	当該年度の12月と3月の算式分の交付額から前年度の特殊財政需要分の交付額を差引きした額に、当該年度の特殊財政需要分の要望額を加算した額で比例配分している。	無	無
神奈川県	災害項目を優先した上で、特殊財政需要額と財政力（若干）を考慮して配分している。一部過去の配分額も考慮している。	若干	有
新潟県	過去の配分額をベースにして、特殊財政需要額もみて決定している。	無	無
富山県	まず過去の配分額を考慮し、次に災害項目を優先させ、最後に他の特殊財政需要額と財政力（若干）を考慮して配分している。	若干	無
石川県	特殊財政需要の性質や財政力等を総合的にみて配分している。	有	無
福井県	特殊財政需要額と財政力と過去の配分額等を考慮して配分している。	有	無
山梨県	特殊財政需要額と財政力（若干）とヒアリングの内容を考慮して配分している。	若干	無
長野県	省令第5条第1項第3号ロ項目については、当該町村の補正後一般財源所要額を補正後一般財源所要額の累計で除した額に国の配分額、急増・急減補正係数、総額に合わせつけるための率を乗じた額で配分している。補正後一般財源所要額とは、一般財源所要額に段階補正係数と財政力補正係数を乗じた額である。段階補正係数は、過疎地域町村とそれ以外に分けている。 省令第8条の項目については、総務省財政課から示される優先項目の項目別交付額を該当する各町村の当該項目の需要額（要望額）で比例配分している。	有	有
岐阜県	災害項目を優先した上で、特殊財政需要額と財政力（若干）、それに過去の配分額を考慮して配分している。	若干	無
静岡県	特殊財政需要額を財政力（若干）で一部補正をした額に、項目別の補正を加え、それに過去の配分額を考慮して配分している。	若干	有
愛知県	過去の配分額と特殊財政需要額と財政力（若干）、ヒアリングの内容を考慮して配分している（配分方法は年により、担当者により変わる）。	若干	有
三重県	過去の配分額と特殊財政需要額と財政力（若干）、ヒアリングの内容を考慮して配分している。	若干	無
滋賀県	特殊財政需要額と財政力（若干）を考慮して、過去の配分額を参考に配分している。災害等があれば、項目に優先順位をつける年もある。	若干	無
京都府	特殊財政需要の性質と財政力を総合的にみて配分している。	有	有
大阪府	特殊財政需要額と過去の配分額等を考慮して配分している。項目別の優先順位はない。	無回答	無回答
兵庫県	災害、除排雪等の項目を優先した上で、残りを他の特殊財政需要額と財政力（若干）、過去の配分額、ヒアリングの内容等を総合的にみて配分している。	若干	無
奈良県	特別財政需要額、ヒアリングの内容等を考慮して配分している。	無回答	無回答
和歌山県	特殊財政需要額と財政力、過去の配分額等を総合的にみて配分している。	有	有
鳥取県	特殊財政需要の項目別の額に補正を乗じて合算した額に、過去の配分額を考慮して配分している。	無	無

配分権限の部署	特殊財政需要分（勘案分）の配分方法	財政力考慮の有無	算式の有無
島根県	特殊財政需要額、財政力（若干）、過去の配分額、ヒアリングの内容等を総合的に考慮して配分している。	若干	無回答
岡山県	災害項目を優先した上で、残りを他の特殊財政需要額と財政力（若干）、過去の配分額等を総合的にみて配分している。	若干	有
広島県	特殊財政需要分の大項目は34項目、小項目は100項目近くあるが、そのうち県の総合計画に関連する項目（10項目程度）と町の重点項目（各町が掲げた優先順位上位10項目）に重点的に配分している。その際に財政力や過去の配分額も考慮する。残りの項目への配分額は極めて少ない。	有	有
山口県	特殊財政需要額と財政力（若干）と過去の配分額を参考にして配分している。	若干	有
徳島県	特殊財政需要の性質と財政力、過去の配分額等を総合的にみて配分している。	有	有
香川県	特殊財政需要額、財政力（若干）、過去の配分額、ヒアリングの内容等を総合的に考慮して配分している。	若干	有
愛媛県	特殊財政需要額に財政力（若干）、過去の配分額等を総合的に考慮して配分している。項目の優先順位（重点配分）もある。	若干	有
高知県	特殊財政需要分（34項目）の枠（項目）以外に、行財税選挙を評価する枠（項目）、県の5つの基本政策に横断的に関わる枠（項目）、県の基本政策等の重点施策への取り組み（進捗状況や結果）を評価する枠（項目）という3つの枠（項目）に基づいて配分している。最後にすべての額を合算したものに、過去の配分額を考慮した補正を行い配分する。	無	有
福岡県	特殊財政需要額（事業費）をベースに前年度の配分額を考慮して配分している。	無	無
佐賀県	特殊財政需要額と過去の配分額を考慮して配分している。年度により災害など項目別に優先度をつけて配分する場合もある。	無	無
長崎県	災害等の項目と条件不利地域（過疎・離島）の特殊財政需要額を優先した上で、残りを特殊財政需要額と財政力（若干）、ヒアリングの内容、過去の配分額等を考慮して配分している。	若干	無
熊本県	災害項目を優先した上で、特殊財政需要額と財政力（若干）、それに過去の配分額を考慮して配分している。	若干	無
大分県	災害項目を優先した上で、特殊財政需要額と財政力（若干）、それに過去の配分額を考慮して配分している。	若干	有
宮崎県	災害項目を優先した上で、特殊財政需要額と財政力（若干）、それに過去の配分額を考慮して配分している。	若干	無
鹿児島県	災害項目を優先した上で、特殊財政需要額と財政力（若干）、それに過去の配分額を考慮して配分している。	若干	無
沖縄県	特殊財政需要額について、行政改革を行っている町村、財政力（普通交付税の留保財源）の低い町村に加算（補正）をし、最後に過去の配分額を考慮（30%を上限、10%を下限）して配分している。	有	有

（出所） 総務省自治財政局財政課、47都道府県市町村課の担当者へのヒアリング及びアンケート結果（質問状への回答）より筆者作成。

月下旬から2月上旬にかけて送付してくる「3月算定分の個別項目について」に記載されている優先してほしいとされる項目が主となっていることがわかっている<sup>(51)</sup>。ただし、優先項目を設けるといっても、優先項目の需要額について、全額なのか一部なのか（補正を乗じるのか否か）、財政力を考慮するのかもしれないのかは、道県により異なる。

財政力については、無回答が2府県あるが、少なくとも36府県については、程度の差こそあれ、何らかの形で考慮していることがわかっている。唯一配分方法のすべてを公開している長野県を見ると、補正後の一般財源所要額を算出する際、一般財源所要額に段階補正係数と財政力補正係数を乗じるのであるが、段階補正係数は、過疎地域町村とそれ以外

(51) その点では、文書のない協力要請でも、一定の効果があるということができよう。各都道府県市町村課の担当者へのヒアリング。

で乗率が異なる。また財政力補正係数も  $-5/4\beta + 9/8$  ( $\beta$ は財政力指数で $\beta$ が0.1以下の場合は1.0、 $\beta$ が0.5以上の場合は0.5とする) とかなり細かく町村の財政力を考慮して、算定がなされている。なお、北海道が財政力を考慮していないのは、財政力が低い町村が多いためであるという回答を得ている<sup>(52)</sup>。

過去の配分額を考慮する理由は、総務省財政課と同様である。ヒアリングの内容を考慮するのは、数字では捉えきれない当該町村の財政の現状を把握して、当該道府県担当者の裁量で交付額を決める必要があると考えられているからである。町村によって、特定の項目を優先して配分する場合もあるという<sup>(53)</sup>。実際、配分に当たって裁量権が若干でもありと回答した道府県は、40道府県にも及ぶ(2道府県無回答)。これについては、総務省財政課も例外ではない。

大都市や都市と同様に、当該町村の首長や財政部課長等が都道府県財政課に要望活動に訪れるという場合もあるという。15道府県で有るとの回答を得ているが、大都市や都市のような激しさも件数もないようである。ただし、最終的な判断を知事が行う、すなわち、政治的な判断で交付額が決定されるということはあるようである<sup>(54)</sup>。

最後に特徴的な配分方法を採用している県が2つあるので取り上げておきたい。広島県と高知県である。広島県市町村課の配分方法は、県の総合計画に関連する項目10項目と各町村が掲げた10項目、合わせた20項目について、とりわけ重点的に配分するというものである<sup>(55)</sup>。高知県市町村課の場合は、①特殊財政需要分34項目の枠、②行財税選挙を評価する枠、③県の5つの基本政策に横断的に関わる枠、④県の基本政策等の重点施策への取り組み(進捗度や結果)を評価する枠という4つの枠に基づいて配分している。

両県は、割合の違いこそあれ、配分方法として、県の方針や政策への理解、取り組みの進捗度や結果を採り入れている。しかも、当該県内町村に配分の対象となる(優先)項目や内容を事前に伝えている。これは先行研究の澤井(1984)で指摘されていたような特別交付税を利用した県による財政統制にあたる可能性がある。広島県の場合は、その項目が特殊財政需要分の34項目の一部であるため、まだ問題は小さいが、高知県の場合は、配分の対象となる全体の3/4の項目が、特殊財政需要分の34項目の枠外にあるため、その色合いが濃い。財源獲得のために町村は、県の方針や政策に従うしかないということになる。

(52) 北海道市町村課の担当者へのヒアリング。

(53) 各都道府県市町村課の担当者へのヒアリング。

(54) 各都道府県市町村課の担当者へのヒアリング。

(55) その他の項目には、ほとんど配分されない。広島県市町村行財政課の担当者へのヒアリング。

県が町村と同じ方向を向いて、様々な政策に取り組むこと自体は、双方の合意があれば問題がない。時には効率的といえる場合もあると考えるが、特別交付税の配分方法の権限を利用して、町村に同じ方向を向かせるというような手法は、憲法や地方自治法等の法律での明確な規定はないが、地方自治の観点でいえば、決して好ましいとはいえないであろう。

#### IV 特殊財政需要分の要望額と交付額との相関関係

ここでは、2019年度の特特殊財政需要分の要望額と交付額の相関関係を見ていくことにする。相関関係については、横軸に要望額、縦軸に交付額をとった散布図を作成し、回帰式、決定係数 $R^2$ <sup>(56)</sup>、相関係数 $R$ <sup>(57)</sup>を確認していく。このとき、回帰式の傾きは、要望額に対する交付額の割合（平均）に大きな影響を受けることを考慮に入れておかなければならない。

最初は総務省財政課が配分を決定する都市分（大都市＝政令指定都市を除く）からである。各都市の要望額は、各都道府縣市町村課が作成する「令和元年度 特殊の財政需要の状況について（個表集計）」に記載があり、交付額については、総務省自治財政局財政課の「令和元年度特別交付税交付額の決定（3月27日）」（報道資料）にある各都市の3月の交付額から各都道府縣市町村課が作成する「令和元年度特別交付税の3月算定（市町村に係る集計結果表）」の算式分の各都市の要望額（＝交付額）を控除することで、求めることができる。

都市（全772市）の財政力を考慮せずに、横軸に要望額、縦軸に交付額をとり、散布図を作成してみた。回帰式 $y = 0.0168x + 381578$ （要望額に対する交付額の割合は17.6%）、決定係数 $R^2 = 0.0213$ 、相関係数 $R = 0.1459$ となり、ほとんど正の相関関係を見出すことはできなかった。財政力が効いていると考え、次に、省令の算式分で使用されている財政力指数の区分である0.5未満（全255市）、0.5以上0.8未満（全297市）、0.8以上（全220

---

(56) 決定係数 $R^2$ は、0から1の範囲の値を取り、値が大きいほど回帰式（モデル）が適切にデータを表現できていること、回帰式の精度が高いことを意味し、値が小さいほど適切にデータを表現できていない、回帰式の精度が低いことを意味している。

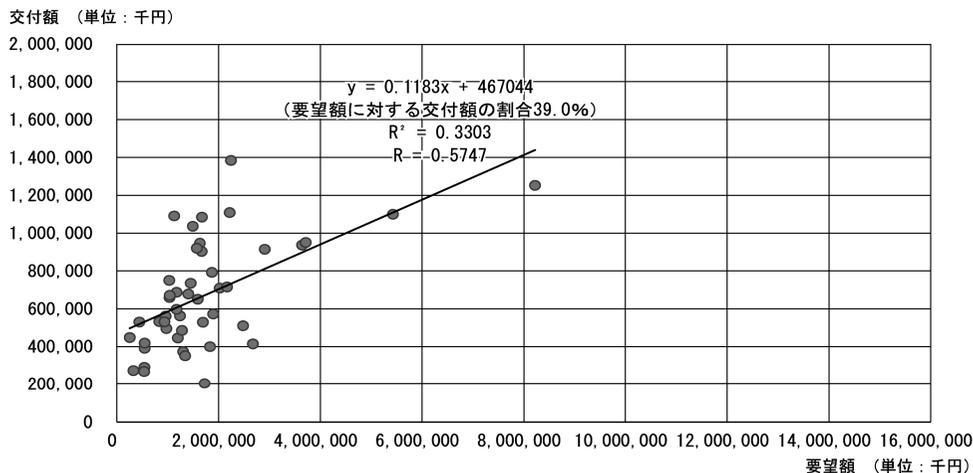
(57) 相関係数 $R$ は、±1に近ければ近いほど、強い相関があり、0に近ければ近いほど、ほとんど相関がないと評価される。傾きが正の回帰式の場合、1つの基準として、 $R$ が0.2未満であれば、ほとんど相関がない。 $R$ が0.2以上0.4未満であれば弱い正の相関関係がある。 $R$ が0.4以上0.7未満であれば正の相関関係がある。 $R$ が0.7以上あれば強い相関関係があるといわれる。

市)の3つに分けて、散布図を作成してみた。財政力指数については、前年度の2018年度のものを使用している。0.5未満の都市は、回帰式 $y = 0.0507x + 500718$ (要望額に対する交付額の割合は31.2%)、決定係数 $R^2 = 0.0869$ 、相関係数 $R = 0.2948$ 、0.5以上0.8未満の都市は、回帰式 $y = 0.06x + 337775$ (要望額に対する交付額の割合は19.0%)、決定係数 $R^2 = 0.1624$ 、相関係数 $R = 0.4030$ 、そして0.8以上の都市は、回帰式 $y = 0.011x + 132850$ (要望額に対する交付額の割合は5.6%)、決定係数 $R^2 = 0.0563$ 、相関係数 $R = 0.2373$ となった。財政力指数が高くなるほど要望額に対する交付額の割合(平均)が小さくなっていることや財政力を考慮しない時より考慮した時の方が、決定係数 $R^2$ 、相関係数 $R$ の2つの値がともに大きくなっていることから、配分において財政力が効いていることは明らかであるが、依然として弱い正の相関関係しか表れないため、更に財政力指数の区分を、財政力下位=財政力指数0.3未満(全46市)、財政力中位=0.3以上0.5未満(全209市)、財政力上位=0.5以上0.7未満(全210市)の3つに細分化して、散布図を作成してみた。それが【図1】、【図2】、【図3】である。比較しやすいように横軸(要望額)と縦軸(交付額)の目盛を合わせている。これを見ると省令の算式分で使用されている財政力指数の区分よりも、財政力中位を除き、回帰式の傾きも決定係数 $R^2$ や相関係数 $R$ の値も大きくなっており、正の相関関係が見られる。また、財政力中位においても、決定係数 $R^2 = 0.0666$ 、相関係数 $R = 0.2581$ と弱いながらも、正の相関関係が見られる。以上のことから、特殊財政需要分の配分で使用されている財政力指数の区分は、省令の算式分で使用されている財政力指数の区分よりも、もっと細分化された狭い範囲の区分で乗数(補正)等が使用されている可能性が高いといえる<sup>(58)</sup>。一方で、財政力中位や上位の都市については、外れ値が多いために、相関関係が強くと表れないといえることができる。【図1】、【図2】、【図3】を比べてみてもわかるように、財政力指数やそれに伴う要望額に対する交付額の割合(平均)に反して、交付額が多い都市が一部ある。これらは、災害等の優先項目か、要望活動に因るもののいずれか、もしくは双方が交付額に反映されている可能性が高いといえよう。

次に都市分と同様に、総務省財政課が配分を決定する各都道府県町村分(マクロ)の要望額と交付額の相関関係を見ていくことにする。各都道府県町村分(マクロ)の要望額(町村額合計)は、各都道府県市町村課が作成する『令和元年度 特殊の財政需要の状況

(58) 財政力指数の区分を0.3以上0.4未満、0.4以上0.5未満の2つに更に細分化すると、決定係数 $R^2$ や相関係数 $R$ の値は、わずかではあるが双方とも大きくなる。

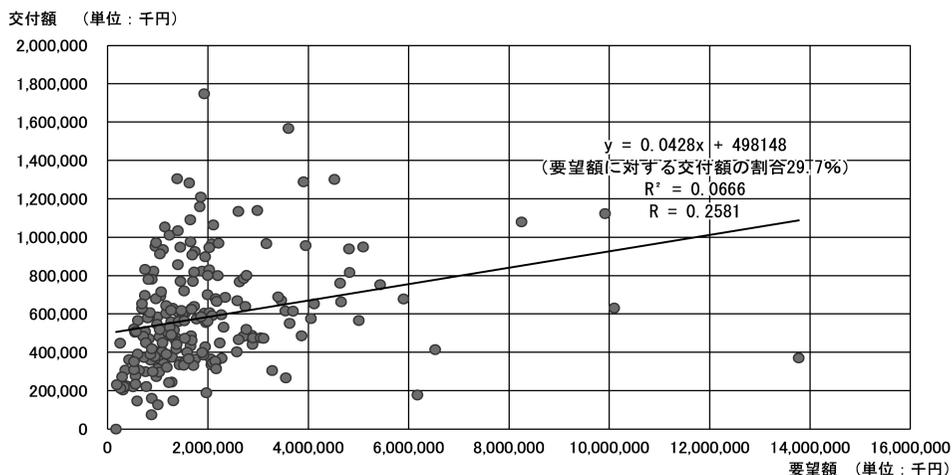
図1 財政力下位各都市の特殊財政需要分の要望額と交付額の相関関係



- (注) 1) 財政力下位の各都市とは、ここでは財政力指数0.3未満の都市を指す。  
2) 財政力指数は2018年度の数字を使用している。

(出所) 各都道府県市町村課 [2019] 『令和元年度特別交付税の3月算定(市町村)に係る集計結果表』(総務省自治財政局財政課提供資料)、同 [2019] 『令和元年度 特殊の財政需要の状況について(個表集計)』(総務省自治財政局財政課提供資料)、総務省自治財政局財政課 [2020] 『令和元年度特別交付税交付額の決定(3月27日)』(報道資料)より筆者作成。

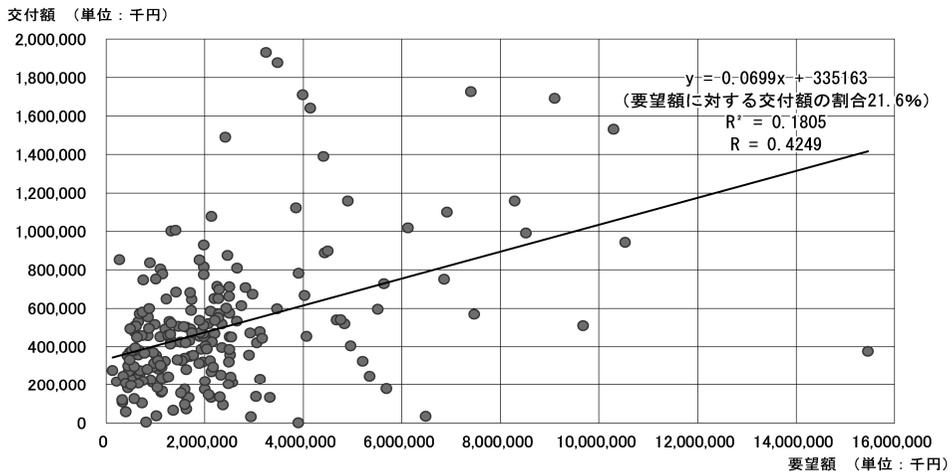
図2 財政力中位各都市の特殊財政需要分の要望額と交付額の相関関係



- (注) 1) 財政力中位の各都市とは、ここでは財政力指数0.3以上0.5未満の都市を指す。  
2) 財政力指数は2018年度の数字を使用している。

(出所) 各都道府県市町村課 [2019] 『令和元年度特別交付税の3月算定(市町村)に係る集計結果表』(総務省自治財政局財政課提供資料)、同 [2019] 『令和元年度特殊の財政需要の状況について(個表集計)』(総務省自治財政局財政課提供資料)、総務省自治財政局財政課 [2020] 『令和元年度特別交付税交付額の決定(3月27日)』(報道資料)より筆者作成。

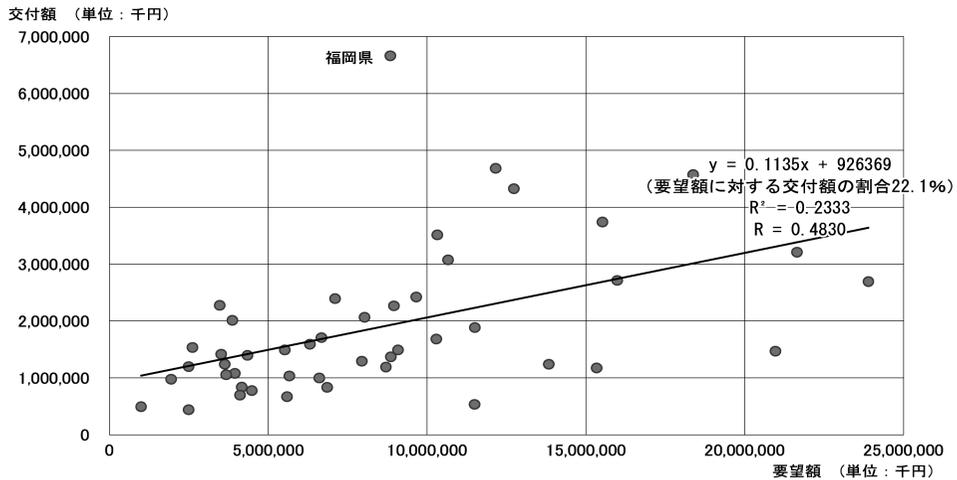
図3 財政力上位各都市の特殊財政需要分の要望額と交付額の相関関係



- (注) 1) 財政力上位の各都市とは、ここでは財政力指数0.5以上0.7未満の都市を指す。  
2) 財政力指数は2018年度の数字を使用している。

(出所) 各都道府県市町村課 [2019] 『令和元年度特別交付税の3月算定(市町村)に係る集計結果表』(総務省自治財政局財政課提供資料)、同 [2019] 『令和元年度 特殊の財政需要の状況について(個表集計)』(総務省自治財政局財政課提供資料)、総務省自治財政局財政課 [2020] 『令和元年度特別交付税交付額の決定(3月27日)』(報道資料)より筆者作成。

図4 各都府県市町村分の特殊財政需要分の要望額と交付額の相関関係



- (注) 1) 要望額も交付額も桁違いに大きい北海道を除く。

(出所) 各都府県市町村課 [2019] 『令和元年度 特殊の財政需要の状況について(個表集計)』(総務省自治財政局財政課提供資料)、同 [2019] 『令和元年度特別交付税 3月最終集計結果表』(総務省自治財政局財政課提供資料)より筆者作成。

について（個表集計）』にあり、交付額（町村額合計）については、同様に各都道府県市町村課が作成する『令和元年度特別交付税 3月最終集計結果表』に記載されている。

都道府県の財政力を考慮せずに作成した散布図が【図4】である。北海道は、144と他の都府県に比べて町村数が多い（全926町村の15.6%）ということもあり、町村分の要望額1,217億2,144万9,000円（要望額総額の23.2%）も交付額168億8,410万2,000円（交付額総額の16.2%）も、他の都府県と比べて桁違いに大きく、それによる影響も少なくない。そのため、散布図からは除外している<sup>(59)</sup>。都府県は都市とは異なり、各都府県の間にそれほど大きな財政力の違いはみられない。そのため、財政力を考慮しなくても、正の相関関係が表れる。大きな外れ値は福岡県のみである。福岡県は要求額に対して74.5%も交付されている。災害がその主な要因であるようだが、いくら災害関連項目が優先項目であるといっても、それだけではそのような交付額にはならない。配分に際し、当該項目の要望額に関係なく、災害の規模や被害総額の大きさを反映しているからである<sup>(60)</sup>。特殊な事例として措置されているのである。

続いて、各都道府県市町村課が配分する当該都道府県内町村の要望額と交付額の相関関係を見ていくことにする。各町村の交付額は、各都道府県町村分（マクロ）と同様、『令和元年度特別交付税 3月最終集計結果表』に記載されている。一方、各町村の要望額については、総務省財政課に提出が義務付けされている集計表がないため、一部の都道府県市町村課が配分のために、独自に作成している集計表『令和元年度 特殊の財政需要の状況（個表集計）』の町村版（町村別、項目別）を入手するか、あるいは個別に当該都道府県内の町村財政課の個表を手に入れるかのどちらかしかない。ただし、前者については、そもそも行政文書に該当しないと解釈していることや都道府県が当該都道府県内町村の内情を勝手に開示するのは問題があるとの認識があること、更には相関関係が明らかになると配分上問題が生じる可能性があること等を理由に、どの都道府県市町村課も資料開示には消極的である。そのため、この度は、各町村の要望額（総額）のみや具体的な町村名を開示しないこと等を条件にすることで、19県と東京都内全13町村から資料を入手すること

---

(59) 北海道を入れると回帰式  $y = 0.1360x + 784243$ （要望額に対する交付額の割合は20.2%）、決定係数  $R^2 = 0.8027$ 、相関係数  $R = 0.8959$ と強い相関関係となる。

(60) 総務省財政課の担当者へのヒアリング。

表7 各都県内町村の特殊財政需要分の要望額と交付額の相関関係

(回帰式の単位：千円)

順位	都 県	町村数	要望額に対する 交付額割合	回帰式	決定係数 ( $R^2$ )	相関係数 ( $R$ )
1	山口県	6	17.3%	$y=0.1816x-6439.2$	0.9466	0.9729
2	大分県	4	49.3%	$y=0.489x+1650.7$	0.9411	0.9701
3	富山県	5	27.4%	$y=0.239x+27284$	0.7348	0.8572
4	静岡県	12	34.1%	$y=0.3065x+10382$	0.5419	0.7361
5	三重県	15	28.6%	$y=0.1573x+31668$	0.3981	0.6310
6	埼玉県	23	27.0%	$y=0.1385x+31489$	0.3957	0.6290
7	宮城県	21	25.1%	$y=0.2275x+10721$	0.3343	0.5782
8	愛媛県	9	16.4%	$y=0.1339x+34239$	0.3026	0.5501
9	高知県	23	17.0%	$y=0.0527x+81358$	0.2879	0.5366
10	新潟県	10	17.6%	$y=0.1228x+13232$	0.2160	0.4648
11	岐阜県	21	9.0%	$y=0.0184x+46873$	0.1933	0.4396
12	香川県	9	15.5%	$y=0.0563x+96862$	0.1601	0.4001
13	岩手県	19	52.1%	$y=0.0972x+86141$	0.1537	0.3920
14	千葉県	17	20.1%	$y=0.0632x+33765$	0.1385	0.3722
15	群馬県	23	16.4%	$y=0.0128x+75501$	0.0804	0.2835
16	秋田県	12	58.7%	$y=0.087x+108973$	0.0802	0.2832
17	神奈川県	14	12.2%	$y=0.0271x+46352$	0.0465	0.2156
18	東京都	13	7.7%	$y=0.0103x+78224$	0.0354	0.1881
19	広島県	9	4.7%	$y=0.0028x+55793$	0.0030	0.0548
20	茨城県	12	12.0%	$y=-0.0026x+56875$	0.0006	0.0245

(注) 1) 2019年度の決定係数(相関係数)の値の高いものから順に並べている。

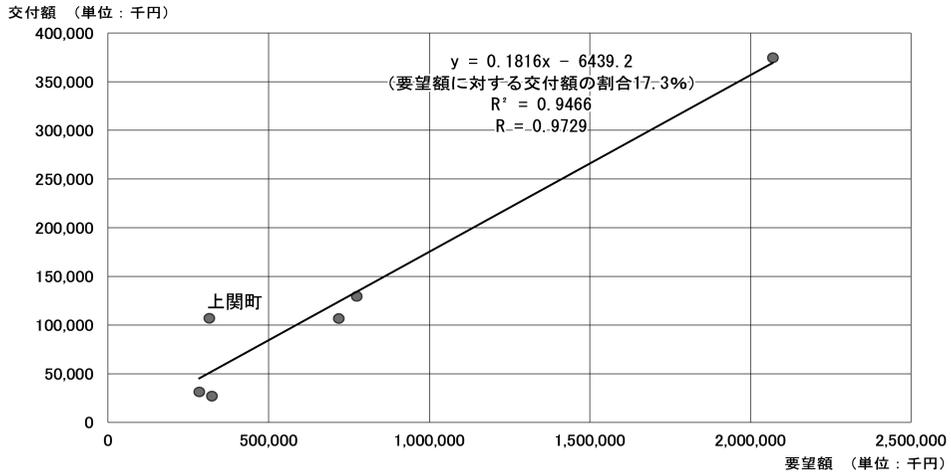
(出所) 各都県市町村課 [2019] 『令和元年度 特殊の財政需要の状況について(個表集計：町村版)』(総務省自治財政局財政課提供資料)、同 [2019] 『令和元年度特別交付税 3月最終集計結果表』(総務省自治財政局財政課提供資料)より筆者作成。

ができた<sup>(61)</sup>。

当該入手できた資料をもとに、財政力を考慮せずに20都県それぞれの当該都県内町村の要望額と交付額の散布図を作成した。散布図から得られた20都県の回帰式や決定係数 $R^2$ 、相関係数 $R$ をまとめたものが【表7】である。各都県内の町村数が少ないこともあり、財政力を考慮せずとも、東京都、広島県、茨城県を除き、どの県も弱いながらも正の相関関係を示す結果となった。【表6】に示した財政力を考慮する県においては、都市の時と同様に、財政力を考慮すれば、もっと強い相関関係が表れるはずである。このような財政力を考慮しない中でも、【図5】の山口県、大分県、富山県、静岡県、三重県、【図6】の

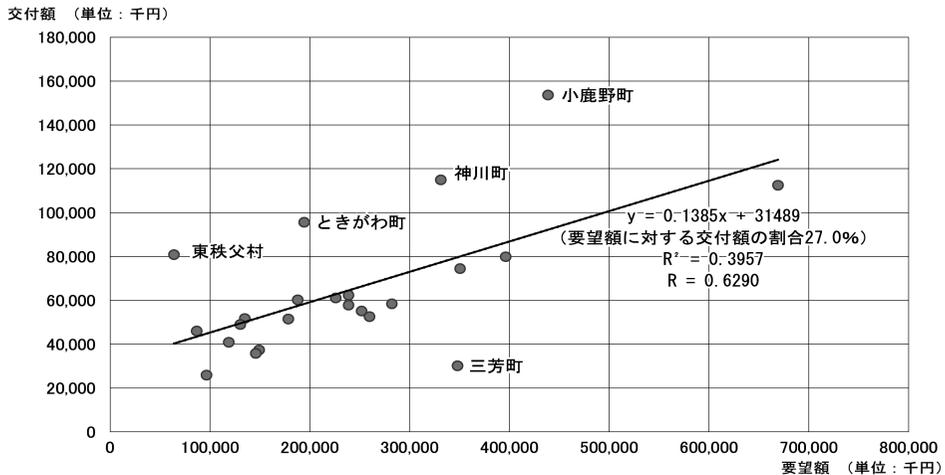
(61) すべての情報が開示された県も一部ある。茨城県、群馬県、東京都、岐阜県、山口県については、総務省財政課への提出資料『令和元年度 特殊の財政需要の状況(個表集計)』(総務省自治財政局財政課提供資料)の中に、本来は必要のない町村別、項目別の数値が記載されていた。

図5 山口県内町村の特殊財政需要分の要望額と交付額の相関関係



(出所) 山口県総合企画部市町村課 [2019] 『令和元年度 特殊の財政需要の状況について (個表集計: 町村版)』 (総務省自治財政局財政課提供資料)、同 [2019] 『令和元年度特別交付税 3月最終集計結果表』 (総務省自治財政局財政課提供資料) より筆者作成。

図6 埼玉県内町村の特殊財政需要分の要望額と交付額の相関関係



(出所) 埼玉県企画財政部市町村課 [2019] 『令和元年度 特殊の財政需要の状況について (個表集計: 町村版)』 (埼玉県企画財政部市町村課提供資料)、同 [2019] 『令和元年度特別交付税 3月最終集計結果表』 (総務省自治財政局財政課提供資料) より筆者作成。

埼玉県、宮城県、愛媛県の8県は、回帰式の傾きも、決定係数 $R^2$ も大きく、相関係数 $R$ も0.5を超えていることから、他の都県より明確に正の相関関係があるといえる。最も強い相関関係が認められる【図5】の山口県を見る限りは、外れ値がないといえる。財政力指数が0.12と突出して低い、上関町の要望額に対する交付額の割合が、若干高いだけである。【図6】の埼玉県で唯一の外れ値といえるのは、財政力指数が1.06と1.0を超えている普通交付税の不交付団体である三芳町だけである。三芳町の要望額に対する交付額の割合が8.7%と低いために、回帰式の傾きが、要望額に対する交付額の割合27.0%に対して、0.1385と低くなっているのである。東秩父村、神川町<sup>(62)</sup>、小鹿野町では、県の過疎対策で過疎地域振興の項目の額が、また、東秩父村、ときがわ町、小鹿野町では、2019年10月の台風で大きな被害があり、災害項目の額が、それぞれ大きかったため、交付額が若干高いが、外れ値とはいえない程度に留まっているといえよう。

このように正の相関関係がみられるこれらの県では、財政力や優先項目の影響を少なからず受けているが、【表6】にもあるように、他県に比べるとその割合が低かったり、あるいは優先項目が少なかったりするため、その影響が限定的で、大きな外れ値がでていないのではないかと推察される。

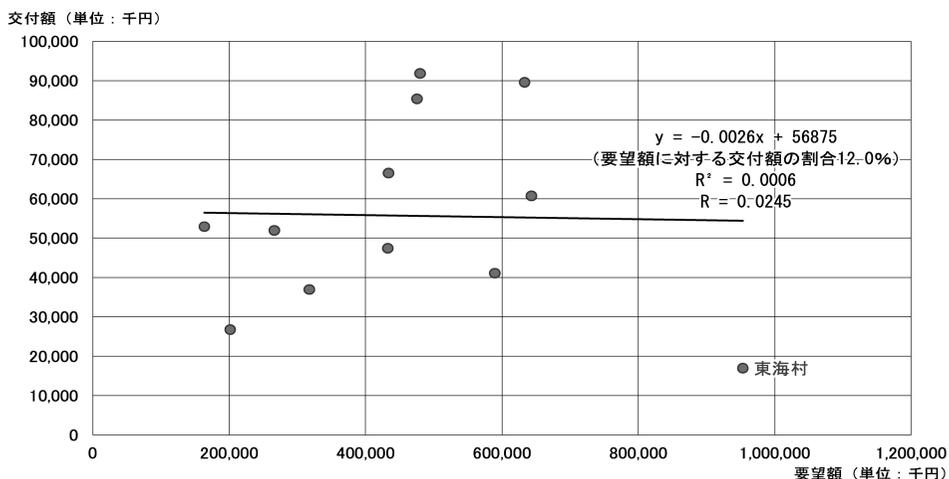
一方で、東京都、広島県、茨城県について、正の相関関係が見られないのは、一部の町村が大きな外れ値となっているからである。実際、外れ値となっている町村を除けば、正の相関関係が見られる。例えば、東京都であれば、財政力指数が0.70と高く、要望額に対する交付額の割合が2.5%と最も低い日の出町を除けば、回帰式が $y = 0.0114x + 81702$ （要望額に対する交付額の割合は7.7%）、決定係数が $R^2 = 0.0586$ 、相関係数が $R = 0.2421$ となり、弱いながらも正の相関関係が表れる。広島県も、財政力指数が0.92、0.76とそれぞれ高く、要望額に対する交付額の割合が0.1%、1.0%となっている府中町と海田町を除けば、回帰式 $y = 0.014x + 56750$ （要望額に対する交付額の割合は6.2%）、決定係数 $R^2 = 0.1749$ 、相関係数 $R = 0.4182$ となり、正の相関関係が見られるようになる。

【図7】のように、茨城県だけは回帰式が負であるが、これは財政力指数が1.44で、要望額に対する交付額の割合が1.8%の外れ値の東海村があるからで、この東海村を除けば、

---

(62) 神川町総合政策課は、それ以外にも「埼玉県が推進する川の再生という項目の額が大きく、特別交付税の配分には、それが効いているのではないかと考えていたが、埼玉縣市町村課に確認すると、当該項目を優先項目にはしていないとの回答であった。要望した側の町の想像とは異なる事例で、大変興味深い。神川町総合政策課及び埼玉縣市町村課の担当者へのヒアリング。

図7 茨城県内町村の特殊財政需要分の要望額と交付額の相関係数



(出所) 茨城県総務部市町村課 [2019] 『令和元年度 特殊の財政需要の状況について (個表集計：町村版)』 (総務省自治財政局財政課提供資料)、同 [2019] 『令和元年度特別交付税3月最終集計結果表』 (総務省自治財政局財政課提供資料) より筆者作成。

回帰式  $y = 0.0689x + 30171$  (要望額に対する交付額の割合は14.0%)、決定係数  $R^2 = 0.2734$ 、相関係数  $R = 0.5229$  と明確な正の相関関係が表れる。都道府県市町村分は、町村の数が少ないだけに、1町村の外れ値が大きな影響を及ぼす可能性がある。そのため、正の相関関係を見る際は、回帰式や決定係数  $R^2$ 、相関係数  $R$  だけではなく、外れ値についても考慮する、見ていく必要があるといえよう。

これまで特殊財政需要分の市町村の要望額と交付額の相関関係を見てきたが、これらからいえることは、市町村財政課の担当者が、特別交付税の要望額をできるだけ積み上げるというような交付額の獲得努力をした場合、その努力は報われる可能性が高いということである<sup>(63)</sup>。とりわけ、制度上でも、省令第8条第1項第5号の「その他財政需要等」で、市町村の意向で無制限に項目を挙げる、要望額を積み上げることができるようになっており、それを支えているといえよう<sup>(64)</sup>。このことについては、総務省財政課をはじめ、40

(63) 財政力指数が低くても、要望額を積み上げない、獲得努力をしない市町村は、特別交付税の交付額が少なくなる、低い方で外れ値になるということはある。実際にそのような事例が、20都県の中に散見される。

(64) 先述したように北海道の町村の特殊財政需要分の要望額も交付額も、他の都府県に比べて桁違いに大きいのであるが、とりわけ要望額における「その他財政需要等」の割合が、他の都府県に比べて高く、59.7%を占める。

道府県が、程度の差こそあるが、獲得努力が報われる可能性があることを認めている<sup>(65)</sup>。

ただし、都市の場合においていえば、財政力の高いところは必ずしも、獲得努力がすべて報われるわけではなく、町村の場合においても、当該町村が属する都道府県の配分方法に因るところが大きい。すなわち、財政力を考慮しない、項目別の優先順位をつけないというような配分方法を採用している都道府県内の町村においては、概ね努力、要望額の積み上げに比例して交付額を獲得することができ、逆に財政力を考慮したり、項目別の優先順位をつけたりするような配分方法を採用している都道府県内の町村においては、その努力の報われ度合いが、都市同様、限定的になるということである。

また、特殊財政需要分以外の算式分についても、獲得努力は報われるといえよう。12月分も3月分も200近い項目がある。これをすべて抜けることなく要望するためには、かなりの努力が必要である。また、発生した事業費をいかに当該項目に結び付けるかといったことも時にはあるだろう<sup>(66)</sup>。算式分は要望額に対して満額交付となるだけに、担当者の力量や努力に依存する部分は大きいといえよう。

## おわりに

これまでの結果を踏まえ、改めて特別交付税の理念や性質について考えてみたい。①算定の対象となる事項は、あくまで客観的にみて理由のあるものに限られる。②地方団体の財政運営の責任に帰せられるべき事情や、あるいはその独自の政策上の理由に基づく、財政需要などについては、算定の対象とされない。③算定に関する具体的事項を定める総務省令においても、その内容・方法をなるべく明確詳細に規定し、恣意・作為の介入を防いで、算定結果の信頼度が失われないように配慮されている。とされているが、現実はどうだろうか。①については、特殊財政需要分の市町村の意向で無制限に項目を列挙すること

---

(65) 総務省財政課及び47都道府県市町村課の担当者へのヒアリングやアンケート結果（質問状への回答）。

(66) 例えば単独事業において、算式分の対象外となる継続事業を一旦取り止め、新規事業として国の政策に沿う算式分の事業に変更したり、補助率3割の国庫補助事業を5割、7割、8割以上等の地方財政措置となる特別交付税の算式分の対象となる事業に拡大したりすることも可能である。また、毎年度の地方財政計画の概要の公表を受け、今後国がどのような項目を特別交付税の算式分の対象にするのかを予想して、新たな事業をその項目にいかに関与させるかを考えることも有用である。各市町村財政課担当者へのヒアリング。

ができる「その他財政需要等」の項目を除けば、それ以外の算式分、特殊財政需要分のすべての項目が、その対象とされる際に理由や根拠が求められることから、概ねそのようになっているということができるが、②については、総務省自体が、災害や除排雪といった項目以外に地域のイベントなども優先項目としている。また、省令第8条第1項第5号の「その他財政需要等」の地方団体独自の多くの項目が、これに抵触するであろう。地方交付税制度に改められて66年、平衡交付金制度創設から数えれば70年が経過する。その間に、時代のニーズや実情に合わせて、交付税法や省令の改正が行われてきた。しかし、その一方で、特別交付税の制度理念や性質についての見直しは、これまで行われてこなかった。実態は時代に即して変化しているのに、制度理念や性質は、時代に取り残されてきたということもできよう。もちろん、制度理念や性質は頻繁に変えるべきものではないが、制度創設から70年も経過し、時代のニーズや実情に合わない、乖離があるというのであれば、実態に合わせて、今こそ制度理念や性質自体を見直すべきである。③については、算式分については確かにこれに該当しているが、特殊財政需要分については、この理念や性質から明らかに乖離している。長野県では公開できている配分方法が、なぜ総務省や他の都道府県ではできないのだろうか。公開したからといって特別交付税の機能が損なわれるということもないはずである。配分方法に明確な根拠や理由があれば公開できるはずである。それを非公開にするというのは、そこに恣意や作為の介入があるからに他ならない。特殊財政需要分の配分方法については、必ずしも算式化する必要はないが、すべて公開として、客観的な配分方法に改めるべきであろう。

最後に特別交付税の割合、規模について言及しておきたい。澤井（1984）や浅羽（2010）（2012）で述べられているように、特殊財政需要分の割合が高く、配分方法において、さまざまな恣意や作為の介入があるため、比率を下げ、規模を縮小すべきという意見は、至極当然であるといえよう。しかし、特別交付税には、普通交付税の補完の機能の他に、これまで見てきたように、市町村が努力をすれば、財源を獲得できるという機能が備わっている。このような魅力ある機能が備わっている特別交付税をみすみす縮小してもよいものだろうか。地方創生が叫ばれる中、頑張る市町村を応援するために、上手くこの特別交付税の機能を活用できないのか、検討する余地はあるのではないかと考える。ただし、その際は、特殊財政需要分の配分方法についても、すべて公開ということが前提であるということはいうまでもない。

（なかむら としひこ 長野県立大学グローバルマネジメント学部専任講師）

キーワード：特別交付税／算式分（ルール分）／特殊財政需要分（勘案分）／  
配分方法／要望額と交付額

### 【参考文献】

- 浅羽隆史 [2010] 「特別交付税算定における災害の位置づけ」『白鷗大学法政策研究所年報』第3号。
- 浅羽隆史 [2012] 「特別交付税の算定ルールと果たしている役割」『地方分権の10年と沖縄、震災復興〔日本地方財政学会研究叢書〕』勁草書房。
- 石飛猛 [2010] 「財政負担と町村福祉事務所の設置動向」『美作大学・美作大学短期大学部紀要』第55号。
- 石原信雄 [2016] 『新地方財政調整制度（改訂版）』ぎょうせい。
- 遠藤安彦 [1978] 『地方交付税 現代地方自治全集⑫』ぎょうせい。
- 遠藤安彦 [1996] 『地方交付税法逐条解説（第3版）』ぎょうせい。
- 黒田武一郎 [2012] 「特別交付税の機能についての考察 — 東日本大震災に係る対応を中心として —」『地方財務』第698号、ぎょうせい。
- 小林良彰 [1997] 「政治的合理的仮説の検討」『現代日本の政治過程 日本型民主主義の計量分析』東京大学出版会。
- 澤井勝 [1984] 「特別交付税制度と財政統制」『都市問題』第75巻第5号、東京市政調査会。
- 篠田賢之助 [2013] 「市町村における特別交付税の配分について～民主党への政権交代への影響～」『平成25年度 財政経済理論研修 論文集』財務省財務総合政策研究所。
- 矢野浩一郎 [1973] 「第7章地方交付税」『〈地方財政制度〉新地方自治講座第8巻』第一法規出版。
- 山本悟 [1965] 『精解 地方交付税』地方財務協会。
- 湯之上英雄 [2005] 「特別交付税における官僚の影響に関する分析」『公共選択の研究』第45号、勁草書房。
- 鷺見英司 [2000] 「補助金の地域配分における政治・官僚要因の検証」『三田学会雑誌』第93巻第1号。